

# 葉山町新型インフルエンザ等対策 行動計画

令和 8 年 7 月改定

## 目次

### はじめに

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 【感染症危機を取り巻く状況】 .....         | 1 |
| 【新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定】 ..... | 1 |
| 【行動計画改定の目的】 .....            | 1 |
| 【行動計画改定に至る経緯】 .....          | 2 |
| 【行動計画の位置付けと見直し】 .....        | 2 |

### 第1部：総論 対策の基本方針 ..... 3

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針 .....       | 3 |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方と目的 ..... | 3 |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本項目 .....       | 3 |
| 第2章 新型インフルエンザ等対策の段階と役割分担 .....    | 4 |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策の段階と時期区分 .....    | 4 |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項 .....   | 6 |
| 第3節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担 .....  | 7 |

### 第2部：各論 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の 考え方及び取組 ..... 10

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 実施体制 .....                 | 10 |
| 第1節 準備期 .....                  | 13 |
| 第2節 初動期 .....                  | 14 |
| 第3節 対応期 .....                  | 15 |
| 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ..... | 17 |
| 第1節 準備期 .....                  | 17 |
| 第2節 初動期 .....                  | 18 |
| 第3節 対応期 .....                  | 19 |
| 第3章 まん延防止 .....                | 21 |
| 第1節 準備期 .....                  | 21 |
| 第2節 初動期 .....                  | 22 |
| 第3節 対応期 .....                  | 22 |
| 第4章 ワクチン接種 .....               | 26 |
| 第1節 準備期 .....                  | 26 |
| 第2節 初動期 .....                  | 31 |
| 第3節 対応期 .....                  | 35 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第5章 保健（発熱外来・検査体制・生活支援） ..... | 41 |
| 第1節 準備期 .....                | 41 |
| 第2節 初動期 .....                | 41 |
| 第3節 対応期 .....                | 41 |
| 第6章 物資 .....                 | 42 |
| 第1節 準備期 .....                | 42 |
| 第2節 初動期 .....                | 42 |
| 第3節 対応期 .....                | 42 |
| 第7章 町民の生活および地域経済の安定確保 .....  | 44 |
| 第1節 準備期 .....                | 44 |
| 第2節 初動期 .....                | 45 |
| 第3節 対応期 .....                | 45 |
| 【用語集】 .....                  | 49 |
| 【新型コロナウイルス葉山町タイムライン】 .....   | 54 |

## はじめに

### 【感染症危機を取り巻く状況】

近年、新興感染症は国際的な脅威となっています。2020 年（令和 2 年）以降の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的大流行（パンデミック）により、世界のどこかで新興感染症がひとたび発生すると、各国との往来の飛躍的拡大等により、瞬く間に感染が世界中に拡散する恐れがあることを、改めて認識致しました。

引き続き、世界が新興感染症等発生危険に直面していることに変わりはありませんが、新興感染症等の発生阻止は不可能であり、また正確な予知も困難であるため、平時からの感染症危機に備えた体制整備が重要となっています。

### 【新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年周期で発生する新型のウイルスで、通常のインフルエンザと比べ、ウイルスの抗原性が大きく異なることが特徴です。そのため、ほとんどの人が免疫を持たないことから、パンデミックとなる可能性が高いとされています。また、その他のコロナウイルスのような既知の病原体でも、ウイルスの大きな変異等による新型のウイルスが出現すれば、同様にパンデミックとなることが懸念されています。未知の感染症である新興感染症であれば尚更で、健康危機や社会的影響が大きいと予測されます。

そのため、これらの感染症発生時には、国家の危機管理として対応する必要があることから、国は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定しました。特措法では、国民の生命および健康の保護と、国民生活・経済への影響の最小化を目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務や、発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の、特別の措置を定めています。また「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）と併せ、国全体の体制整備と対策を図るものとされています。なお、具体的にこの特措法の対象となるのは、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）、新興感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）となっています。

### 【行動計画改定の目的】

本町では、2020 年（令和 2 年）1 月に国内で最初の新型コロナの感染者が確認されて以降、国、県、医療関係者、事業者等と連携し、町民の協力のもと、各種対策と取り組みを進めた経過があります。（別添「新型コロナウイルス葉山町タイムライン」参照）

国では、こうした新型コロナへの対応に関する課題の整理や、法改正等も踏まえ、新興感染症等、幅広い感染症による健康危機管理対応を想定し、2024 年（令和 6 年）7 月に、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」を全面改定しました。

この政府行動計画の全面改定を受け、県では、2025 年（令和 7 年）3 月に、「神奈川県新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を全面改定し、今後の発生に備え、感染症危機管理上の実際の課題を踏まえた、より万全な体制整備を図っているところです。

本町におきましても「特措法」の規定のもと、町民の健康・安全と生活全般を脅かす新たな感染症危機に備えた体制整備を図るため、「葉山町新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）」を全面改定し、総合的な推進対策の充実を図るものです。

### 【行動計画改定に至る経緯】

国では、2005 年（平成 17 年）に政府行動計画を作成し、改定を重ねながら、2024 年（令和 6 年）7 月に新たに政府行動計画を全面改定しました。また、県では、2005 年（平成 17 年）12 月に県行動計画を作成し、政府行動計画に合わせて改定を重ね、2025 年（令和 7 年）3 月に新たな県行動計画を全面改定により作成しています。

本町では、国、県の流れを受け、2009 年（平成 21 年）に町行動計画を作成し、2013 年（平成 25 年）4 月施行の特措法により、市町村行動計画が法定計画となったことから、特措法に基づいた町行動計画を 2015 年（平成 27 年）3 月に作成しています。今回、新型コロナ対応を踏まえた、国、県の大幅な全面改定に合わせ、新たに、町行動計画の全面改定を行うものです。

### 【行動計画の位置付けと見直し】

本計画は、特措法第 8 条の規定による法定計画で、葉山町における新型コロナウイルス等の対策に関する基本的な方針、および町が実施する措置等を示すものです。政府行動計画や県行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられ、政府行動計画の改定等により県行動計画が改定された際には、本計画の見直しを行います。

## **第1部：総論 対策の基本方針**

### **第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針（※1）**

#### **第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方と目的**

新型インフルエンザ等発生時には、爆発的な感染拡大や、長期間にわたり多くの感染者が発生することが予測されるため、医療提供体制の限界を超えてしまうことや、町民の生活全般に制限が出てしまう可能性があります。その点を踏まえ、基本的な考え方として以下の2点を対策の主たる目的とします。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護すること。
  - ・町内における感染拡大を可能な限り抑えられるよう、町民への情報提供と啓発に努めること。
  - ・感染拡大の流行のピークを遅らせることにより、医療提供体制構築や、ワクチン製造・ワクチン接種体制整備等のために要する時間を確保すること。
  - ・流行ピーク時の患者数をなるべく少なくできるよう努め、医療提供体制への負荷の軽減を図ること。
  - ・県が実施する検査体制等の周知を図り、受診者等が医療提供体制のキャパシティを超えることがないように、また治療が必要な患者が適切な医療を受けられるよう、県の取組みに協力すること。
  - ・適切な医療提供へ向けた情報提供等に努め、重症者や死亡者を減らせるようにすること。
2. 町民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。
  - ・感染拡大防止対策等の実施にあたっては、極力、地域の経済活動とのバランスを踏まえた内容となるよう、検討・調整を行い、町民の生命と健康、生活および地域経済活動への影響が最小限となるよう努めること。
  - ・感染防止対策等の適切な実施により、感染者を減らすよう努め、町民生活および地域経済の安定に努めること。
  - ・BCP（業務継続計画）の作成や実施等により、町民の生活および地域経済の安定に寄与する町事業の維持に努めること。

#### **第2節 新型インフルエンザ等対策の基本項目**

町民の生命および健康に重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、政府行動計画における発生段階や、感染者数状況等の変化に応じて、柔軟に対応していく必要があります。町民の生活全般に係る感染防止対策（手洗い、マスクの着用、咳エチケット、三密を避けた生活、不要不急の外出自粛、公共施設等の使用制限、業務縮小等による接触機会抑制等）と、ワクチン接種などを含めた医療対応を組み合わせた対策が必要です。

また、町民や事業所等の協力のもと、個人が感染拡大防止対策として適切な行動が取れるよう周知・要請していくことが必要となり、特にワクチンや治療薬がない新興感染症等が発生した際には、公衆衛生対策がより重要となります。新型インフルエンザ等対策の主たる2つの目的である、「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護すること」および「町民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、町は、以下の7項目を行動計画の基本的な柱としています。

〔基本的な7項目〕

1. 実施体制
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3. まん延防止
4. ワクチン接種
5. 保健（発熱外来・検査体制・生活支援）
6. 物資
7. 町民の生活と地域経済の安定確保

これら、基本項目となる7項目の詳細や、感染段階の各期における具体的な対策等については、第2部「各論」にて明記します。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の段階と役割分担（※2）

### 第1節 新型インフルエンザ等対策の段階と時期区分

本町では、基本項目の実施にあたり、政府行動計画における発生段階や、国や県が発出する対策、科学的知見等の情報等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生における各段階（発生前から流行の収束まで）に応じた、一貫した対策を実施します。

【感染症発生の段階と時期区分】

| 時期区分 | 感染の状態                                                                                       | 対策内容                                                           | 内容（例）                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 準備期  | 発生前の段階                                                                                      | 発生に備えた準備を行う。                                                   | 平時からの感染症予防啓発や、訓練、DX推進等。                                                           |
| 初動期  | 世界で初めて、または国内で初めて、新型インフルエンザ等の可能性がある感染症発生を確認した段階                                              | 感染症の特徴や、病原体の性状等の情報収集により、感染拡大のスピードを抑制し、感染拡大時へ向けた体制整備の準備時間を確保する。 | 特措法による国、県の「新型インフルエンザ等対策本部」が設置され、各種対策を実施する。                                        |
| 対応期  | 発生当初の封じ込め対応をする時期→国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期→ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期→特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 | 緊急事態宣言が発出された際には、特措法に基づく「町対策本部」を設置し、対応する。                       | 科学的知見の集積に基づき、検査・医療・ワクチン・治療薬等での感染症対応力強化に合わせた対策を取る。状況変化に合わせ、国の基本的対処方針に基づき、対策を切り替える。 |

## 1. 準備期

感染症発生前の段階は「準備期」と位置付けられ、国、県、市町村、指定（地方）公共機関等がそれぞれの役割分担に基づき、平時から新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行います。具体的には、国等による医療提供体制の整備や、ワクチン、薬剤等の備蓄・輸送体制の整備等に基づき、町は町民に対する平時からの啓発や、業務継続計画等の準備、DX 推進による接触機会の抑制、実践的な訓練実施等を、国、県と連携して対応します。

## 2. 初動期

世界で初めて（国内発生も含む。）新型インフルエンザ等の可能性がある感染症発生を確認した段階は「初動期」と位置付けられます。国においては、国内外で新型インフルエンザ等が発生したと認めた際、特措法に基づき「新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）」が速やかに設置されます。<sup>(※3)</sup>

県においても、同法に基づく「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）」が直ちに設置されるため<sup>(※4)</sup>、本町においても、「葉山町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）」の設置を検討します。

初動期では、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の情報を得つつ、感染拡大のスピードを抑制することや感染拡大時の体制準備時間確保のため、事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

## 3. 対応期

「対応期」については、以下の段階を位置付け、段階に応じた対策を行います。

〔対応期の段階・時期〕

- ・国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
- ・国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

対応期においては、県知事から発せられる、不要不急の外出自粛要請等の町民への周知活動や、公共施設等の使用制限、日常生活での感染防止対策要請の徹底、ワクチン接種体制の整備等、町内における感染拡大を可能な限り抑えられるよう、町民への情報提供と啓発等に努める対策を行います。また、緊急事態宣言が発出された際には、直ちに特措法に基づく「町対策本部」を設置します。<sup>(※5)</sup>

対応期では、科学的知見の集積や、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬等の普及による感染症対応力の高まり等の状況変化に合わせ、国の基本的対処方針に基づき、適切なタイミングで柔軟に対策を切り替え、必要性の低下した対策については、その縮小や中止を図る等の見直しを行い、最終的には流行が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎えるように、対応していく必要があります。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画、町行動計画等に基づき、国、県または指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、対策の的確かつ迅速な実施を図ります。この場合において、次の各号に留意して実施します。

### 1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要であるため、平時からの備えに努め、訓練等による迅速な初動体制の確立や、情報収集・共有・分析などの基盤となるDX活用推進等についても進めていく必要があること。

### 2. 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

感染拡大防止対策等の実施にあたっては、極力、地域の経済活動とのバランスを踏まえた内容となるよう検討・調整を行い、町民の生命と健康、生活および地域経済活動への影響が最小限となるよう、状況に応じた対策の切り替えを円滑に実施すること。

### 3. 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重すること。

特措法に基づく国からの要請や、国の基本的対処方針による行動制限等の実施により、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限が当該新型インフルエンザ等対策実施のための必要最小限のものとなるように留意すること。

また、感染者、医療関係者、医療機関、その家族等に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、あきらかに人権侵害であり、あってはならないものであるため、防止するよう取り組むこと。これらの偏見・差別は、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気や、患者の受診行動にも影響し、感染拡大抑制を遅滞させる可能性もあるため、社会的弱者への配慮も含め、町民の安心と安全の確保、および新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組むこと。

### 4. 双方向のリスクコミュニケーション

町は、対策の実施にあたり、十分な説明、情報提供、情報共有等による、町民の理解を得ることを基本とし、町民の不安を十分に聴取するなど、双方向のリスクコミュニケーションに努めること。

### 5. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備え、国による様々な措置が講じられるよう制度設計されている法律であるが、必ずしも措置が講じられるものではないことに留意すること。「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」等が想定されるが、発生した新型インフルエンザ等や、新興感染症等の病原性の程度や、ワクチン・

治療薬等の効果が明確な場合などには、特別な措置が講じられない場合もあることについて留意すること。

#### 6. 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進すること。また、新型インフルエンザ等対策推進の主管となる県に対し、必要時、総合調整に係る要請を行うこと。

#### 7. 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設等における、感染症危機下で必要となる医療提供体制等について、平時から県等と情報共有し、有事に備えた準備を行うこと。

#### 8. 感染症危機下での災害対応

町は、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合、国や県と連携し、地域における状況を適切に把握し、必要に応じて避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供・共有、避難支援等を速やかに行うこと。

#### 9. 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表すること。

### 第3節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

#### 1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した際、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村および指定(地方)公共機関が実施する対策を支援することで、国全体として万全の体制整備を行う責務を有します。

国は、新型インフルエンザ等感染症発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施し、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努めます。

また国は、新型インフルエンザ等感染症発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を踏まえた対策を進め、感染対策等に関する基本的な情報提供・共有により、国民や事業者等の理解や協力を得るよう取り組みます。また国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携確保による対策の実施や、ワクチンその他の医薬品の調査・研究に係る国際協力の推進等により、感染症発生時におけるワクチン・診断薬・治療薬等の早期開発・確保に向けた対策を進めます。

## 2. 県、町の役割

県および町は、新型インフルエンザ等が発生した際は、国の基本的対処方針に基づき、自らの地域に係る対策を的確、迅速に実施し、その地域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

### 〈県の役割〉

県は、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体として、中心的な役割を担います。国の基本的対処方針に基づく、地域における医療提供体制の確保や、まん延防止に関し、的確な判断と対応実施のため、平時から、医療機関病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援や医療人材の派遣等の医療提供体制整備や、民間検査機関・医療機関との検査体制確保、宿泊療養等の対応能力、保健所の体制強化について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

### 〈町の役割〉

町は、住民に最も近い行政単位であるため、町民に対するワクチン接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援等に関して、国の基本的対処方針に基づき、県や近隣自治体と緊密な連携を図りながら、的確な対策を実施します。

## 3. 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、県との協定締結等による地域医療提供体制の確保や、院内感染対策の研修・訓練の実施、個人防護具などの感染症対策物資確保等を行います。また、発生時の診療体制を含めた、業務継続計画の策定を図ります。

また医療機関は、新型インフルエンザ等発生時には、医療提供体制確保のため、協定等に基づく県からの要請に応じて病床確保を図り、発熱外来の設置や、自宅療養者等への医療提供、後方支援または医療人材の派遣等を行い、また業務継続計画による地域医療診療体制強化を図ります。

## 4. 指定(地方)公共機関の役割

国および県知事が指定する、電気、ガス、石油、通信、輸送、独立行政法人、その他公共的機関や公益的な事業を行う団体などの指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した際、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

## 5. 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する「特定接種」の対象となる登録事業者等は、新型インフルエンザ等感染拡大時に、医療提供（医療、医薬品）や社会インフラ（ライフライン、運輸、金融、通信、食品、廃棄物処理等）維持のために不可欠な業務、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの、となっています。これらの登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や、重要業務の業務継続準備等を行い、新型インフルエンザ等発生時においても、それぞれ

の社会的使命を果たし、最低限の国民生活の維持ができるよう、業務継続実施に努める必要があります。

## 6. 一般事業者の役割

一般の事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行う必要があります。新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部事業の縮小が必要な場合も想定され、特に多数の人が集まる事業を行う者については、感染防止対策の徹底に向け、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行う等、対策を取る必要があります。

## 7. 町民個人の役割

町民は、新型インフルエンザ等発生前から、感染症に関する基本的な情報や、発生時に取るべき行動等、対策に関する知識を得るようにし、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)を個人レベルで実践するよう努める必要があります。あわせて、新型インフルエンザ等の発生時に備え、個人レベルでマスク等衛生用品や食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める必要があります。また、発生時には、発生状況や予防接種実施対策等についての情報を得つつ、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める必要があります。

※1 特措法第8条第2項第1号(対策の総合的な推進に関する事項)

※2 特措法第8条第2項第4号(対策実施に関する他の公共団体その他関係機関との連携に関する事項)

※3 特措法第15条(政府対策本部の設置)

※4 特措法第22条(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

※5 特措法第34条(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時は、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。」

## 第2部：各論 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組み

### 第1章 実施体制（※6）

感染症危機は町民の生命・健康や、生活・経済に広く大きな被害を及ぼすため、全庁的な危機管理として取り組む必要があり、国や県と連携した、実効的な対策を実施することが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等感染拡大時には、町は、町対策本部を設置し、総合的で効果的な対策を流行の収束まで推進します。収束まで長期に及ぶ可能性があるため、町としての事業を継続しつつ持続可能な感染症対策となるよう、状況の変化に応じて柔軟に対応します。なお、町対策本部設置前あるいは解散後であっても、情報共有や対策検討が必要な場合は、町警戒本部を設置して対応します。（※7）

#### 【町対策本部体制（法定設置）】（特措法に基づく体制）

|      |                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 名 称  | 葉山町新型インフルエンザ等対策本部                                                     |
| 本部長  | 町長                                                                    |
| 事務局  | 防災安全課・町民健康課                                                           |
| 組織構成 | 全部局                                                                   |
| 根拠法令 | 新型インフルエンザ等対策特措法                                                       |
| 設置基準 | 特措法第32条による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた時、同法第34条に基づき直ちに設置する。                   |
| 解除基準 | 特措法第32条第5項による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた時、同法第37条において準用する同法第25条に基づき廃止・解除する。 |

#### 【町警戒本部体制（特措法に基づかない体制）】

|      |                                         |
|------|-----------------------------------------|
| 名 称  | 葉山町新型インフルエンザ等警戒本部                       |
| 本部長  | 副町長                                     |
| 事務局  | 防災安全課・町民健康課                             |
| 組織構成 | 全部局                                     |
| 設置基準 | 政府および県対策本部が設置された時、その他、本部長が必要と認める時、設置する。 |
| 解除基準 | 政府および県対策本部が廃止された時、廃止・解除する。              |

【新型インフルエンザ等対策の事務分掌】

町は、「葉山町地域防災計画」における災害対策本部事務分掌に基づき、新型インフルエンザ等に係る主な課の対応を次に定める。なお、本事務分掌に定めない事項については、葉山町地域防災計画に準ずるものとする。

| 部        | 班        | 班員                           | 事務分掌                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------|----------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各部<br>共通 |          | 各課                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部と連携した各種対策の実施に関すること</li> <li>2 所管業務に係る情報収集・報告・町民等への周知に関すること</li> <li>3 部内の職員動員、配備等に関すること</li> <li>4 各部および部内の連絡調整に関すること</li> <li>5 他部班の応援に関すること</li> <li>6 所管施設における感染予防、感染拡大防止、感染症発生時の管理・運用等に関すること</li> <li>7 その他、特命事項に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                                     |
| 総務部      | 統括班      | 防災安全課<br>(事務局)               | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等対策（警戒）本部の設置・運営・開催・統括に関すること</li> <li>2 新型インフルエンザ等災害情報の総括に関すること</li> <li>3 防災行政無線に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|          | 総務班      | 総務課<br>選挙管理委員会事務局<br>監査委員事務局 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 無線・有線電話の確保および臨時電話の架設に関すること</li> <li>2 職員の動員調整（新型インフルエンザ等対策チームやワクチンチームの新設等）、派遣に関すること</li> <li>3 職員の感染防止対策や公務災害等に関すること</li> <li>4 職員の被服および物資確保、配布に関すること</li> <li>5 職員の健康管理、および感染状況把握に関すること</li> <li>6 新型インフルエンザ等対策本部の運営支援および記録の取りまとめに関すること</li> <li>7 新型インフルエンザ等対策用車両の確保および配車に関すること</li> <li>8 交通規制に係る警察等関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>9 防災資機材（感染防止資材等）の管理および貸出に関すること</li> <li>10 関係官庁および諸団体との連絡調整に関すること</li> </ol> |
| 福祉部      | 保健・医療対策班 | 町民健康課<br>(事務局)               | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等健康災害への保健・医療対策（健康相談・医療情報提供・感染拡大防止啓発等）に関すること</li> <li>2 新型インフルエンザ等感染状況等の把握および報告に関すること</li> <li>3 県、保健福祉事務所、三師会等、関係医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>4 医療薬品・医療資器材（マスク・消毒薬等）の整備および調達に関すること</li> <li>5 検査の実施体制に関すること</li> <li>6 ワクチン接種の実施調整および実施に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                |
|          | 遺体収容班    | 町民健康課                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 遺体収容施設の開設に関すること</li> <li>2 遺体の収容、処理および埋火葬に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|          | 要配慮者支援班  | 福祉課                          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者（高齢者・障がい者等）への支援に関すること</li> <li>2 町内高齢者施設、障がい者施設等、社会福祉施設等の感染防止等対策支援に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|          |          | 子ども                          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者（妊産婦、乳幼児、児童等）への支援に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|       |         |                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|---------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |         | 育成課                     | 2 町内保育施設、学童施設、児童館等の感染防止等対策支援に関すること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|       | 保健活動班   | 各課保健師等                  | 1 保健医療分野の対策本部機能補助に係ること<br>2 新型インフルエンザ等感染症や健康災害関連死の予防等、公衆衛生活活動・保健予防対策に関すること<br>(各課の事務分掌の中で連動して対応する)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 政策財政部 | 情報・広報班  | 政策課                     | 1 本部長・副本部長の秘書（新型インフルエンザ等情報の受領、伝達等、本部事務局の応援）に関すること<br>2 新型インフルエンザ等発生後の復興計画の立案および調整に関すること<br>3 新型インフルエンザ等健康災害広報活動（緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、政府基本方針等）の統括調整および実施、広聴活動（町民への周知・要請等）に関すること<br>4 報道機関等との対応に関すること<br>5 ジェイコム湘南および湘南ビーチFMとの連絡調整に関すること<br>6 視察・見舞等主要来町者の接遇に関すること<br>7 新型インフルエンザ等関係の陳情に関すること<br>8 新型インフルエンザ等情報等の問合せ対応に関すること<br>9 新型インフルエンザ等対策活動に関する自治会等との連絡調整に関すること<br>10 生活情報の収集伝達に関すること |
|       | 財務・会計班  | 財政課 会計課                 | 1 新型インフルエンザ等対策応急対応関係予算の措置および執行手続きおよび出納に関すること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|       | 公共施設班   | 公共施設課                   | 1 公共施設の感染防止対策に関すること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 環境部   | 衛生対策班   | 環境課                     | 1 新型インフルエンザ等対策の環境衛生に関すること<br>2 感染症予防に係る防疫および動物対策に関すること<br>3 環境衛生関係業者との調整に関すること<br>4 新型インフルエンザ等の廃棄物等に関すること                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|       |         | クリーンセンター                | 1 新型インフルエンザ等廃棄物（医療廃棄物以外）の収集および処理に関すること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 都市経済部 | 地域経済支援班 | 産業振興課                   | 1 新型インフルエンザ等対策における町観光協会・町商工会等との連絡調整、情報共有等、連携に関すること<br>2 町内事業所等の経済状況把握や補助に関すること<br>3 観光客や宿泊施設等への対策、予防に関すること<br>4 生活関連物資の価格安定等への調整に関すること                                                                                                                                                                                                                                                |
| 教育部   | 教育支援班   | 教育総務課<br>学校教育課<br>生涯学習課 | 1 児童・生徒の健康状況確認に関すること<br>2 児童・生徒に対する感染予防・感染拡大防止対策、保健対策に関すること<br>3 遠隔授業の実施等、児童・生徒の教育の確保に関すること<br>4 学校施設および社会教育施設の感染防止対策に関すること                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 消防部   | 消防班     | 消防本部                    | 1 新型インフルエンザ等対策（警戒）本部との調整に関すること<br>2 新型インフルエンザ等患者情報受取と、対策本部への情報提供に関すること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|       |         | 消防署                     | 1 新型インフルエンザ等患者の医療機関搬送や、宿泊療養施設等搬送に関すること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

## 第1節 準備期

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、政府行動計画および県行動計画の内容を踏まえ、町行動計画を作成（または変更）し、平時からの関係機関との連携体制強化に努めます。

### 1. 町行動計画等の作成や体制整備強化

- (1) 町は、町行動計画を作成（または変更）し、その際は、あらかじめ、逗葉医師会等の感染症に関する専門的な知識を有する者や、その他の学識経験者等の意見を聴く。

(防災安全課・町民健康課)

- (2) 町は、業務継続計画を作成（または変更）し、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき実施業務のために必要な人員等確保と、有事の際でも維持すべき業務の継続を図る。

(防災安全課・総務課)

- (3) 町は、訓練や研修等への参加により、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。

(防災安全課・町民健康課・総務課)

### 2. 実践的な訓練の実施

町は、患者発生時の対応として、逗葉医師会等の医療との連携を含めた感染対策や、町民への情報提供、衛生物品等の備蓄・分配、避難所での感染対策等、実践的な訓練を実施する。

(防災安全課・町民健康課)

### 3. 国および地方公共団体等の連携の強化

- (1) 町は、国、県、指定(地方)公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有や連携体制の確認、および情報伝達等の訓練を実施する。

(防災安全課・町民健康課)

- (2) 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や、関連する団体等関係機関との情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

(防災安全課・町民健康課)

## 第2節 初動期

特措法に基づき、国、県による対策本部が設置された時には、町は町警戒本部を設置します。また新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されることを見据え、町対策本部の設置について検討し、人員体制や予算等、全庁的な体制準備を行います。

### 1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の対応

#### (1) 葉山町対策本部の設置を検討

町は、国が政府対策本部を、県が県対策本部を設置した際、町警戒本部を設置する。また新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されることを見据え、町対策本部の設置について検討し、新型インフルエンザ等対策に係る対応の準備を進める。

(防災安全課・町民健康課)

#### (2) 全庁的な対応の準備

町は、第1節「準備期」の1. を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

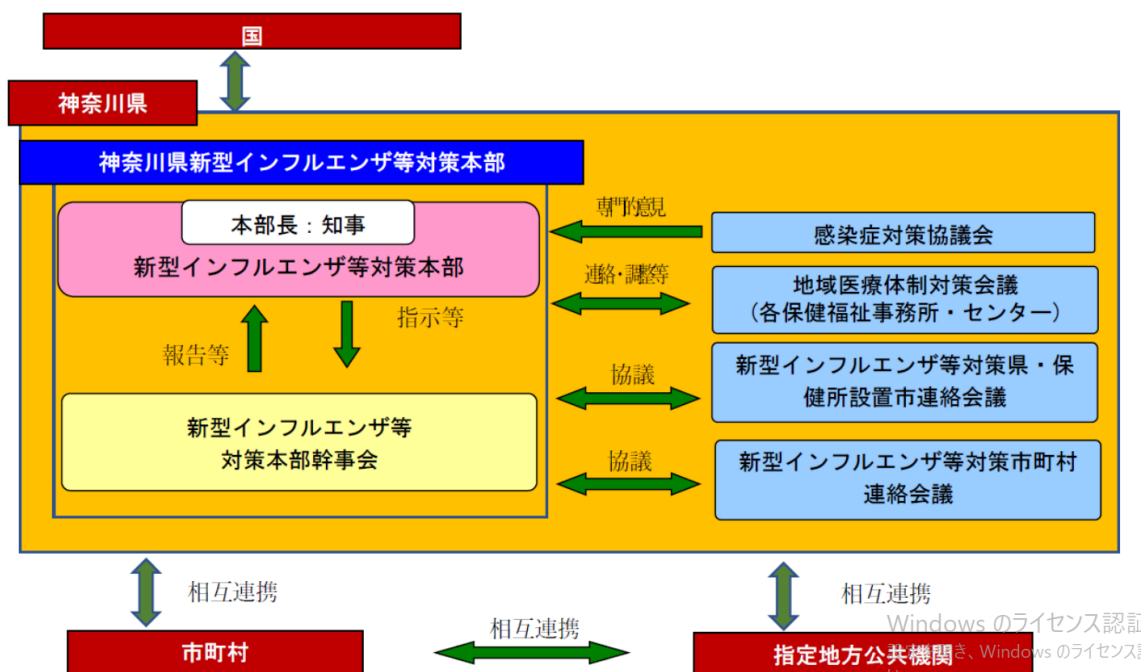
(防災安全課・総務課)

### 2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、国からの財政支援<sup>(※8)</sup>を有効に活用することを検討し、対策に要する経費について地方債の発行<sup>(※9)</sup>を検討する等、予算の準備を行う。

(財政課)

### 【(参考) 県の新型インフルエンザ等発生時の実施体制】



### 第3節 対応期

町は、国による緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要な対策を行います。また、状況に応じて対策を縮小・中止するなど、国・県の方針に合わせた柔軟な切り替えを行います。

#### 1. 基本となる実施体制のあり方

国が政府対策本部を設置した際には、町は速やかに以下の実施体制を取る。

##### (1) 職員の派遣・応援への対応

- ・新型インフルエンザ等のまん延により、本町の全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認める時には、町は県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>(※10)</sup>を要請する。(総務課)

- ・町は、地域内での特定新型インフルエンザ等対策（新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるもの）を実施するため、必要があると認める時は、県または他の市町村に対して応援を求める。<sup>(※11)</sup>

(防災安全課・町民健康課)

##### (2) 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用し、必要に応じて地方債を発行するなどで財源を確保し、必要な対策を実施する。(財政課)

#### 2. 緊急事態措置等について

##### (1) 葉山町対策本部の設置

町は、国による緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに町対策本部を設置<sup>(※12)</sup>する。(防災安全課・町民健康課)

##### (2) 緊急事態措置に関する総合調整

町内等、区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認める時は、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(防災安全課)

#### 3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

##### (1) 町対策本部の廃止

町は、国による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされた時は、遅滞なく町対策本部を廃止し<sup>(※13)</sup>、必要に応じて町警戒本部へ移行する。(防災安全課)

##### (2) 町警戒本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等のまん延について、総合的な調整の必要がない場合には、町警戒本部を廃止する。(防災安全課)

- (※6) 特措法第8条第2項第1号(対策の総合的な推進に関する事項)  
および第3号(対策を実施するための体制に関する事項)に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載。
- (※7) 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である
- (※8) 特措法第69条(国等の負担)、第69条の2第1項(特別の交付金の交付)、並びに第70条第1項および第2項  
(国の財政上の措置等)
- (※9) 特措法第70条の2第1項(起債の特例)。  
保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生により、その財政運営に特に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。
- (※10) 特措法第26条の2第1項(都道府県知事による代行)
- (※11) 特措法第26条の3第2項および第26条の4(他の地方公共団体の長に対する応援の要求)
- (※12) 特措法第34条第1項(市町村対策本部の設置及び所掌事務)
- (※13) 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条(都道府県対策本部の廃止)を町に読み替え。



### 【コラム】「実施体制」

2020年(令和2年)1月にWHOが新型コロナウイルスを確認し、同月、神奈川県内で1例目の新型コロナウイルス感染症患者が確認された後、2023年(令和5年)5月8日に新型コロナウイルスが5類感染症に移行されるまでの間(以下、「令和における新型コロナ禍」という。)、町では「葉山町新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等)警戒本部会議」を4回、同対策本部会議を53回開催し、対策実施のための体制づくりに努めました。対策本部会議の中では、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた基本方針」を18回発出し、状況に応じた対策の決定と、方針の変更・改定を行い、柔軟性を持って対応しました。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>(※14)</sup>

感染症危機時の町民への情報提供・共有は、町民の安全・安心、生命・健康を守るために大変重要であるため、特に町民にとって一番身近な行政主体である町の役割は重要です。国、県からの情報に基づき、科学的知見に基づく正しい情報を町民へ提供・共有し、リスクコミュニケーションとして町民の不安の訴え等への対応にも努めることで、パニックや偽・誤情報の流布等を防ぎ、国や県と連携した情報提供・共有を実施していくことが重要です。

### 第1節 準備期

町は、情報収集に努めるとともに、町民への情報提供・共有の準備を行います。その際、一方向の情報提供のみでなく、町民の不安等の訴えを受けとめる対応も含めた、双方向のリスクコミュニケーション体制づくりに努めます。

#### 1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

##### (1) 町における情報収集

町は、新型インフルエンザ等における情報収集に努め、必要な内容を庁内および関係機関と共有する。(防災安全課・町民健康課)

##### (2) 町民等への情報提供・共有

町は他の地方公共団体等の対応も参考に、準備期から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、感染症危機発生時における有用な情報源として、町民からの認知度および信頼度が一層向上するよう努める。また、コールセンター等の設置準備を初め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。(防災安全課・町民健康課)

##### (3) 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や、相談受付等を実施する必要がある。町は、県からの協力要請により、町民の理解の増進を図るため、新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を県から受けることが想定される。こうしたことを踏まえ、町は、県から情報提供を受けた際に、速やかに町民に対する周知・広報等を行うことができるよう、準備を行う。(防災安全課・町民健康課)

#### 2. 新型インフルエンザ等の発生時に向けた情報提供・共有体制の整備

##### (1) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進

町は、町民からの不安の訴えや相談に対し、可能な限り双方向でのコミュニケーションができる体制で応じるため、国からの要請を受け、リスクコミュニケーションができる体制整備として、コールセンター等設置の準備を進める。(町民健康課)

## (2) 偏見・差別等に関する啓発

町は、平時より人権の尊重に関する啓発に努め、新型インフルエンザ等が発生した際にも、偏見や差別が生じないような考え方、価値観の醸成を図る。

(町民健康課・政策課)

## 第2節 初動期

町は、科学的知見等に基づいた新型インフルエンザ等の情報収集により、町民への適切な情報提供を行います。また、コールセンターの設置等により、リスクコミュニケーションでの対応に努め、偏見・差別や、偽・誤情報等に関して、町民が適切な行動を取れるよう、周知啓発も含めた感染症拡大防止対策を行います。

### 1. 情報提供・共有

#### (1) 発生時における迅速な情報提供・共有

##### ① 町における情報収集

国、県等より発出された通知や、科学的知見等に基づいた情報等により、新型インフルエンザ等の特性や発生状況、有効な感染防止策等について、正確な情報の収集を行う。

(防災安全課・町民健康課)

##### ② 町民等への情報提供・共有（双方向のコミュニケーションの実施）

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、町は、国からの要請を受けてコールセンター等を設置するなど本格的に体制を強化し、町民等から寄せられた不安、意見、訴え等を把握するとともに、町民に対して必要な情報提供・共有を行う。その際、他の地方公共団体等の対応も参考にし、地域の実情を踏まえた情報提供・共有を行う。また、必要な情報・内容を、庁内および関係機関と共有する。

(防災安全課・町民健康課)

##### ③ 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や、相談受付等を実施し、町民の理解の増進を図るため、県からの協力要請により、新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を県から受けることがあり得る。町は、県から情報提供を受けた際に、準備期にあらかじめ準備した方法等を踏まえ、速やかに町民に対する周知・広報等を行う。

(町民健康課)

### 2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

#### (1) 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があることや、感染者や医療従事者、およびその家族、医療機関等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ること、偏見・差別等により患者が受診を控えるなど感染症対策の妨げにもなること、等について啓発を行う。

(町民健康課・政策課・各課等)

## (2) 偽・誤情報に関する啓発

疾患の理解やワクチン等に関し、科学的根拠が不確かな情報や、偽・誤情報がSNS等により拡散・増幅される可能性もあるため、町民等のメディアリテラシーの向上を図る。また、あわせて、科学的根拠が不確かな偽・誤情報等に対しては、科学的知見に基づいた情報を繰り返し提供するなど、町民が正しい情報を円滑に得られるよう努める。

(町民健康課・政策課)

## 第3節 対応期

町は、引き続き、科学的知見等に基づいた情報収集により、ワクチンや治療薬等について町民への適切な情報提供を行います。また、コールセンター等の体制を継続し、各種周知方法等を取り入れながら、感染状況の変化等に応じた対策の変更等について、町民が円滑に切り替えできるよう、情報提供・周知を行います。

### 1. 情報提供・共有

#### (1) 町における情報収集

町は、初動期に引き続き、国、県等より発出された通知や、科学的知見等に基づいた情報等により、新型インフルエンザ等の特性や発生状況、有効な感染防止対策、ワクチンや治療薬等について、正確な情報の収集を行う。(防災安全課・町民健康課)

#### (2) 町民等への情報提供・共有（双方向のコミュニケーションの実施）

リスクコミュニケーションの実施等については、国からの要請を受けてコールセンター等の体制を継続し、町ホームページや町公式LINE等での情報提供等、SNSを活用した積極的な広報やデータの可視化などを通し、町民に分かりやすい情報提供を行うなど、町民に対して必要な情報提供・共有の強化を行う。その際、町民が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動ができるよう、その時点で把握している正確な情報について、迅速にわかりやすく情報提供・共有を行う。また、感染拡大に伴う町内公共施設の休館情報や、イベント等の中止・延期情報、ワクチン接種体制情報、町民や町内事業者等への支援、県等が開設する相談先の情報など、町民が必要とする情報を、積極的に情報提供・共有することに努める。これら町民が必要とする情報・内容については、庁内および関係機関と共有し、各部署等から町民等へ情報提供することにより、町民の不安の解消に努める。

(防災安全課・町民健康課・政策課・各課等)

#### (3) 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを実施するため、県からの協力要請により、新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を県から受けることがあり得るため、準備期にあらかじめ準備した方法等を踏まえ、町民への周知・広報等を継続して実施する。

また、町は、県からの不要不急の外出自粛要請や、都道府県間の移動自粛要請等があった際には、感染拡大防止措置に関する町民の理解・協力が得られるよう、政策判断の根拠に関する情報等を県と共有し、県と連携して町民への周知を行う。また、高齢者や基礎疾患を有する者等が重症化しやすいなど、年齢層に応じて措置等が異なる場合は、当該対策を実施する理由等について、県等との連携の中で可能な限り科学的根拠に基づいた重点的なリスクコミュニケーションを行い、対象者の理解・協力を得る。

(防災安全課・町民健康課)

## 2. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

町は、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ること等により、感染防止対策が基本的な対策に移行する時期には、国、県等の方針に基づき、町民が適切に対応できるように、対策について分かりやすく丁寧な説明・周知を行う。

(防災安全課・町民健康課・政策課)

(※14) 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者および住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。町が実施する情報提供・共有、リスクコミュニケーション体制について記載。



### 【コラム】情報提供・共有、リスクコミュニケーション

令和における新型コロナ禍においては、県内での感染患者確認当初より、町民からの不安の声が町に多く寄せられました。特に、「町内でも患者が出ているのか?」「どのあたり（地区）の人か?」「どのような年代の人がかかっているのか?」「高齢なので感染リスクを考えると心配で眠れない」「町は町民のために情報をもっと公開するべきではないか」等々、町では持ち合わせない情報についても開示の要求等が寄せられました。

そのような状況の中、国・県からの科学的知見に基づく情報を元に、町民への情報提供・共有に努めましたが、「それは本当に正しい情報なのか?」「町は、その情報が正しいという責任が持てるのか?」など、見えない恐怖に対する町民の不安の声が多く寄せられ、不安が高まっている状況が見られました。

また、感染を不安視するあまり、国内全般で医療従事者等に対する偏った認識が確認されるなどの状況も見られました。

新型インフルエンザ等の感染症発生時には、町民の不安に対する十分な双方向でのリスクコミュニケーションと、偏見や偽・誤情報に対する科学的知見に基づいた的確な情報提供等が重要です。

### 第3章 まん延防止（※15）

新型インフルエンザ等の発生・流行時に、国・県が、特措法に基づく緊急事態措置や、まん延防止等重点措置を講じ、これらのまん延防止対策等が適切・迅速に実施されることで、感染拡大スピードや感染ピークが抑制されることはとても重要です。

必要なまん延防止対策等の実施と、適切な医療の提供等により、感染拡大に伴う医療のひっ迫を回避できるよう取り組んでいく必要があります。

また、有効な治療薬やワクチンがない場合は、特に、感染者を可能な限り少なくできるよう、重点的なまん延防止対策等の実施が重要となります。

町は、国、県等が定める、緊急事態措置や、まん延防止対策等に基いた対策を実施し、状況の変化に応じて柔軟に対策を切り替えるなど、町民への適切な対応を行います。

#### 【緊急事態措置および、まん延防止等重点措置について】

|         | 緊急事態措置<br>(特措法第32条)                                                                       | まん延防止等重点措置<br>(特措法 第31条6)                        |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 措置の実施主体 | 国が期間・区域を示し、都道府県知事が実施する。<br>(区域は都道府県単位)                                                    | 国が期間・区域を示し、都道府県知事が期間・区域を定めて実施する。<br>(区域は市町村単位)   |
| 実施の時期   | 国民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある時 | 緊急事態宣言の前段階、または解除後で、未だ国民生活等に甚大な影響を及ぼすおそれが継続している段階 |
| 対象地域    | 都道府県単位                                                                                    | 都道府県知事が指定する一部地区や、市町村単位                           |
| 措置の期間   | 2年以内（1年以内での延長可）                                                                           | 6か月（延長する際の期限なし）                                  |
| 主な内容    | ・住民への外出自粛要請<br>・事業者への休業、時短営業要請および命令<br>・催し物の開催制限                                          | 事業者への時短営業要請および命令                                 |

#### 第1節 準備期

町は、平時より、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、平時からの、新型インフルエンザ等発生時対応に向けた理解と実践の促進に努めます。また、平時の感染症においても、体調不良時には無理な出勤を控えるなど、他者に感染を広げないための理解と行動の促進を図ります。

新型インフルエンザ等に係る感染が疑われる場合など、有事の際の行動については、県等が設置する「相談センター」(※16)に連絡し指示を仰ぐことや、他者に感染を広げないよう不

要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを徹底することなどについて、平時からの理解促進を図ります。  
(町民健康課・総務課)

## 第2節 初動期

町は、町内での患者発生に備え、県が行う入院や措置に関する患者対応や、濃厚接触者への対応等について、町民への情報提供を行い、有事の際の町民理解を促します。また、業務継続計画に基づき、感染症発生時の実施業務について、体制準備を行います。

### 1. 国内でのまん延防止対策への対応

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。  
(防災安全課・町民健康課)

### 2. 町内での発生に備えた対応

町は、町内患者の発生に備え、感染症法に基づき県が行う患者対応（入院勧告・措置等）や濃厚接触者への対応等について、町民への情報提供等の支援を行う。

また、町民が自らの感染を疑う場合など、県等が設置する「相談センター」に連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないよう要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等、有事の対応を取るよう促す。  
(町民健康課)

## 第3節 対応期

町は、国・県による緊急事態措置や、まん延防止等重点措置等のまん延防止対策を踏まえ、患者や濃厚接触者、一般町民、事業者、学校、各種施設等に対し、県等との連携により、まん延防止対策を実施します。

### 1. まん延防止対策の実施

町は、国・県による緊急事態措置や、まん延防止等重点措置等の各種まん延防止対策の実施により、町民の生活・経済に少なからず影響が及ぼされることから、町民等に理解・協力を求めるなど、必要な対応を行う。また、まん延防止等重点措置は、県が市町村単位または一部区域を指定して実施するものであるため、町は県と緊密な連携・情報共有を行いながら、対策の実施を図る。  
(防災安全課・町民健康課)

#### (1) 患者や濃厚接触者への対応

町は、地域の感染状況等に応じて国や県等に協力し、患者や、患者の同居者等の濃厚接触から町へ相談等が入る場合は、必要な情報提供や相談支援等を行う。また、県等との連携により、直接当事者等から町へ希望があった場合は、居宅等から外出しないための支援として、町による食料品や生活品の配達支援等の実施を検討し、対応する。  
(町民健康課)

(2) 患者や濃厚接触者以外の人への対応

町は、県に協力し、不特定多数の人が集まるなど、集団感染の発生リスクが高い施設の利用や、感染リスクが高い場所への外出等について自粛を促す。また、換気、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みや不要不急の外出を避ける、等の基本的な感染対策を重点的に周知する。  
(町民健康課・各課等)

(3) 公共施設の使用制限や団体の活動制限

町は、新型インフルエンザ等の感染まん延状況に合わせ、多数の人が利用する施設について、使用制限（人数制限や開催方法の制限）をかけることや、停止指示等の対応を行う。また、直接接触や飛沫の拡散等につながる、感染リスクの高い活動内容の団体等については、活動制限を行う等の対応を取る。

また、公共交通機関等の利用者に対して、マスク着用の呼びかけなどを行い、国等の要請により、人の接触機会を減らすために公共交通機関等の運行方法の変更等が行われた際には、適時に町民等への情報発信を行い、適切な感染対策を講じる。

(防災安全課・町民健康課・生涯学習課・政策課・学校教育課・公共施設課・各施設所管課等)

(4) 職員間の感染拡大防止対策強化

町は、感染症対策を実施する町職員に感染拡大が生じると、対策の実施に支障が生じることから、庁舎内においても各種取組みを実施する。具体的には、人との接触を避ける方法を極力活用し、テレワークや時差出勤、オンライン会議・書面会議等での会議の実施や、可能な限り非接触となるような窓口業務の改善（クリアボードの設置等）、庁舎入口への非接触型体温測定機の導入、子どもの学校等が臨時休業等した場合の保護者である職員への配慮等により、感染拡大防止を図り、業務継続計画に沿った行政サービスが維持できるよう、体制の構築を図る。(総務課・町民健康課・各課等)

(5) 感染症重症化リスク者の施設等における感染拡大防止対策強化

町は、県に協力し、町内高齢者施設や障がい者施設等、基礎疾患を有する人が集まる施設や、多数の人が居住する施設等において、感染対策の強化が行えるよう、情報伝達や相談支援・要請等を行う。  
(福祉課)

(6) 学校等での感染拡大防止対策強化

町は、学校・保育施設等における感染対策に係る、国・県等からの情報・要請を踏まえ、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖または休校）等を、地域の感染状況等に応じて適切に行えるよう、対策を実施する。  
(学校教育課・教育総務課・子ども育成課)

(7) 事業者等での感染拡大防止対策強化

町は、国・県が、緊急事態措置、まん延防止等重点措置として、事業者等に営業時間の変更や休業要請等の措置を行った時は、町内事業者等が措置に応じた適切な行動を取れるよう、周知等に協力する。  
(産業振興課)

(8) 海水浴場等での感染拡大防止対策強化

町は、感染拡大防止のため、感染状況によって必要に応じ、海水浴場を開設しない等の対応を行う。また、海水浴場の開設時には、感染防止対策の内容を町ホームページ等で周知し、利用者に協力を呼びかける。屋外であっても「3つの密（密閉・密集・密接）を避ける」ことを基本に、利用者の密を避けるための誘導や、注意喚起を行う。また、公衆トイレや、海の家、更衣室等の共用設備の定期的な消毒や換気を促し、設備の衛生対策管理を行う。  
(産業振興課)

(9) 廃棄物等処理における感染拡大防止対策強化

町は、一般家庭から出される、感染者の分泌物が付着したマスク・抗原検査キット等や、医療関係機関以外の事業者から出される同様の廃棄物について、国等のガイドラインに従い、直接触れない、密閉する等の感染ゴミの出し方を町民に周知し、一般廃棄物（可燃ゴミ等）として処分する。また、事業所ゴミは産業廃棄物として処分し、通常より医療廃棄物として扱われる、医療機関等に出される上記の廃棄物については、引き続き医療機関で医療廃棄物として処分をしてもらうよう、周知協力を求める。  
(環境課・クリーンセンター)

2. まん延防止対策実施における留意点

国・県によるまん延防止対策は、感染症拡大防止のため、必要かつ重要なものであるが、町民の自由と権利を制限する可能性もあるため、町民生活や経済への影響が最小限となるよう、対策の実施については留意する。

また、国・県等の方針にあわせ、対策の拡大・縮小・中止等、見直しを柔軟に行う。  
(各課等)

(※15) 特措法第8条第2項第2号ロ(住民に対する予防接種その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置)に対応する記載事項。町が実施するまん延防止措置を記載。

(※16) 県行動計画第8章 1-1-1

「県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。」



### 〔コラム〕まん延防止

令和における新型コロナ禍においては、国による「緊急事態宣言」が4回、「まん延防止等重点措置」が1回発令され、町は、これらの国・県の方針のもと、まん延防止対策に努めました。特に、「新しい生活様式」として、密閉・密集・密接の三密を避けることや、手洗い、咳エチケット、マスクの着用等の基本的な対策について周知を行いました。

一方で、町民からは自身の努力では解決できない課題に対し、「県外ナンバーの車を多く見かけるので感染が持ち込まれないか、拡大しないか不安」「屋外でも人が多く集まるのは不安」「特定の店舗等に多く人がいて心配」等の訴えが多く寄せられ、町では、国・県の方針や要請に基づき、町内公営駐車場の閉鎖や、海水浴場の開設中止、事業者へ短縮営業協力依頼等の対応を行いました。町民一人ひとりの協力を得つつ、国・県の要請等に基づいた、町としての感染拡大防止対策が重要です。

## 第4章 ワクチン接種 (※17)

新型インフルエンザ等感染症に対する研究・開発等により、国によるワクチン準備が進み、町民への接種が可能となった時には、町は、町民に対するワクチン接種を行う必要があります。

町は、逗葉医師会等や逗葉薬剤師会等の関係団体、関係機関の協力を得ることにより、ワクチン接種体制を構築し、町民へ必要な情報提供と周知を行いながら、町民の安全と安心を最大限に確保した体制でワクチン接種を実施します。

### 第1節 準備期

町は、平時より、ワクチン接種に必要な人員や資材の確保方法の確認、関係団体等との訓練等を実施すること等により、円滑なワクチン接種開始ができるよう準備を行います。

#### 1. ワクチンの接種に必要な資材等

町は、平時から政府行動計画の「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン(以下「政府ガイドライン」という。))」で示されている「予防接種に必要となる可能性がある資材」を参考に、予防接種に必要となる資材の確保方法の確認を行い、接種を開始する場合には、速やかに確保できるよう準備する。

(【ワクチン接種に必要と思われる主な物品】参照)

(町民健康課)

#### 2. ワクチンの供給体制等の確認

実際にワクチンを供給するにあたって、地域のワクチン配送事業者が、国のワクチン供給に係るシステムへ事前に登録することが必要となる可能性があるため、町は随時、事業者の把握に努める。

また、ワクチンの供給にあたっては、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要も見込まれるため、町内の医療機関との連携により、ワクチンの供給量が限定される可能性に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量について、あらかじめ想定しておく。

(町民健康課)

【ワクチン接種に必要と思われる主な物品】

※ワクチンそのもの（ロット番号シール等含む）、および針・シリンジ等は、国から配布されることを想定

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問診時等必要物品               | <input type="checkbox"/> 血圧計<br><input type="checkbox"/> 聴診器<br><input type="checkbox"/> ディスポ舌圧子<br><input type="checkbox"/> 膿盆<br><input type="checkbox"/> ペンライト<br><input type="checkbox"/> ディスポ手袋（S・M・L）<br><input type="checkbox"/> サージカルマスク<br><input type="checkbox"/> ディスポガウン<br><input type="checkbox"/> パルスオキシメーター<br><input type="checkbox"/> 手指消毒剤                                                 | 救急対応時必要物品 | <input type="checkbox"/> 血圧計<br><input type="checkbox"/> 聴診器<br><input type="checkbox"/> 静脈路確保用品<br><input type="checkbox"/> 輸液セット<br><input type="checkbox"/> 生理食塩水<br><input type="checkbox"/> エピペン<br><input type="checkbox"/> アドレナリン製剤薬液<br><input type="checkbox"/> 抗ヒスタミン製剤薬液<br><input type="checkbox"/> 抗痙攣剤薬液<br><input type="checkbox"/> 副腎皮質ステロイド剤薬液<br><input type="checkbox"/> ベッド<br><input type="checkbox"/> ストレッチャー |
| 予防接種準備時（ワクチン充てん時等）必要物品 | <input type="checkbox"/> バイアル立てケース<br><input type="checkbox"/> シリンジ入れ<br><input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿<br><input type="checkbox"/> サランラップ<br><input type="checkbox"/> アルミホイル<br><input type="checkbox"/> 針捨てボックス<br><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器<br><input type="checkbox"/> ディスポ手袋（S・M・L）<br><input type="checkbox"/> サージカルマスク<br><input type="checkbox"/> ディスポガウン                                  | 文具類       | <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）<br><input type="checkbox"/> 日付印<br><input type="checkbox"/> スタンプ台<br><input type="checkbox"/> はさみ                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ワクチン管理物品  | <input type="checkbox"/> 冷蔵庫<br><input type="checkbox"/> 冷凍庫（ディープフリーザー）<br><input type="checkbox"/> UPS（停電時用蓄電器）<br><input type="checkbox"/> 保冷剤<br><input type="checkbox"/> ワクチン運搬用保冷ボックス<br><input type="checkbox"/> 耐冷手袋<br><input type="checkbox"/> 物品保管棚                                                                                                                                                                       |
| 予防接種時必要物品              | <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿<br><input type="checkbox"/> 消毒用非アルコール綿<br><input type="checkbox"/> 止血用絆創膏<br><input type="checkbox"/> トレイ<br><input type="checkbox"/> 体温計<br><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器<br><input type="checkbox"/> 針捨てボックス<br><input type="checkbox"/> ディスポ手袋（S・M・L）<br><input type="checkbox"/> サージカルマスク<br><input type="checkbox"/> ディスポガウン<br><input type="checkbox"/> 医療用ワゴンカート | 会場設営必要物品  | <input type="checkbox"/> 机<br><input type="checkbox"/> 椅子<br><input type="checkbox"/> 延長コード<br><input type="checkbox"/> スクリーン<br><input type="checkbox"/> 空気清浄機<br><input type="checkbox"/> 大型扇風機<br><input type="checkbox"/> 大型ヒーター<br><input type="checkbox"/> 小型ファン<br><input type="checkbox"/> マイク<br><input type="checkbox"/> クリアボード<br><input type="checkbox"/> P C                                                           |

### 3. 接種体制の構築準備

#### (1) 庁内接種体制の準備

町は、ワクチン接種実施へ向け、通常では一般行政職員が携わらないワクチン接種と言う「医療提供」の行為であることから、町民にとって安全・安心な接種となるよう、全庁体制での接種に臨む準備を行う。状況により「ワクチンチーム」等の専任チームを創設すること等も踏まえ、組織横断的な体制づくりについて、平時より想定準備を行う。  
(町民健康課)

#### (2) 関係団体等との接種体制の準備

町は、平時より、逗葉医師会等の関係者との連携を深め、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に努める。また、必要となる訓練等を平時より行う。  
(町民健康課)

#### (3) 特定接種<sup>(※18)</sup>の推定

町は、国からの要請を受け、特定接種の対象となり得る者（新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員や、住民生活・社会・経済安定分野の事業者等）に対し、集団的な接種を原則に、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を準備しておく。また、特定接種の対象となり得る職員については、厚生労働省宛てに人数を報告する必要があるため、事前の把握に努める。

なお、登録事業者のうち、住民生活・社会・経済安定分野の事業者については、接種体制の構築が国への登録要件であるため、国から町に対し、当該事業者の申請内容確認に関する協力が求められる可能性があることを踏まえて準備する。(町民健康課)

#### (4) 住民接種の準備

① 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する人へ、速やかにワクチンを接種するための体制構築の準備を行う。  
(町民健康課)

② 町は、円滑な接種の実施のため、システムの活用等により全国の医療機関と委託契約を結ぶなどの、町内以外の自治体における接種を可能とする取組みを進める。

(町民健康課)

③ 町は、有事には速やかに接種開始できるよう、逗葉医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知、予約の方法等、接種の具体的な実施方法等について、平時より想定を行う。  
(町民健康課)

以下、上記項目に係る具体的内容

#### ア 逗葉医師会等と連携した予防接種実施体制の検討

町は、国・県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種を受けられるよう、準備期の段階から、住民接種について、初動期・対応期の動きを想定して、準備

を行う。ワクチン接種については、パンデミック発生時にも円滑に実施できるよう、以下にあげる7つの項目などの、接種に必要な情報を明確にし、逗葉医師会等と連携の上、接種体制について想定準備を進める。また、必要に応じて、接種の流れを確認するための試行・訓練を行うなど、接種会場での円滑な接種へ向けた、接種体制構築を平時より図る。  
(町民健康課)

- (ア) 接種予定対象者数
- (イ) 町の人員体制確保
- (ウ) 医師、薬剤師、看護師、受付事務員等、医療従事者等の確保
- (エ) 接種場所の確保（医療機関、町公共施設、学校等）と、運営方法の確認
- (オ) 接種に必要な資材等の確保
- (カ) 国、県、町、および医師会等の関係団体との連絡体制の構築
- (キ) 接種に関する町民への周知方法の確認

#### イ 住民接種推計等、シミュレーションの実施

町は、実際に町民への接種が始まった場合の準備として、高齢者等の接種対象者数や、町民の医療従事者・高齢者施設等従事者などを推計するなど、住民接種のシミュレーション準備を行う。また、高齢者施設等入所者などは、集団接種会場や個別医療機関等での接種が困難なことが予測されるため、それらの人が接種を受けられるよう、町は県や市内の高齢・介護・障害部門等と連携し、接種体制の想定準備を行う。  
(町民健康課・福祉課)

#### ウ 医療従事者の確保

町は、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する準備を行う。町民への接種は、集団的接種か個別接種か、また会場の状況（箇所数、許容人数）、開設時間の設定（日中・夜間）等により、必要な医療従事者数や必要な期間が異なるため、状況に応じた医療従事者数の算定準備を行う。特に、接種対象者を1箇所に集めて実施する集団的接種では、多くの医療従事者が必要であるため、逗葉医師会等の協力のもと、人員確保を図ることが重要となる。個別接種、集団的接種のいずれの場合においても、逗葉医師会や医療機関等の協力のもと、接種体制構築準備を図る。

一方で、地域の社会資源・医療資源・医療従事者数には限りがあることから、「接種方法に応じた医療従事者の確保」という視点とは反対に、「確保できる医療従事者の数に応じた接種体制づくり」を行う視点も重要となる。限られたマンパワーの中で、少しでも速やかに効率良く、町民への接種が実施できる方法での体制づくりが重要であり、逗葉医師会等との連携・相談のもとでの体制構築準備に努める。

(町民健康課)

#### エ 接種場所の確保と動線のシミュレーション

町は、町公共施設等を中心に、接種会場確保に向けた準備を行う。その際、確保できる医療従事者数等に応じた、会場の1日当たり接種可能人数等推計や、会場レイア

ウトについて想定を行う。会場には、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所および調剤（調製）場所等が必要であるため、設定準備を行う。

また、各所の人員配置や、接種会場入口から出口に向け、動線の混乱や滞留が起こらないようなレイアウト設定、可能な限り三密を避ける環境設定準備が必要となる。また、調製後のワクチンの保管では、室温や遮光など適切な管理が必要となるため、それらを踏まえた環境設定を事前に検討しておく。

なお、医師および看護師の人員確保および配置については、町が直接運営する場合もあるが、逗葉医師会等との委託契約締結により、逗葉医師会等が運営を行うことも可能であるため、それらも視野に入れて準備を行う。（町民健康課）

#### 【接種対象者試算方法の考え方】

| 試算区分       | 対象者試算方法                 |
|------------|-------------------------|
| 総人口        | 住民基本台帳より総人口             |
| 高齢者        | 住民基本台帳より 65 歳以上の人数      |
| 妊婦         | 母子健康手帳届出の人数             |
| 乳児         | 住民基本台帳より 1 歳未満の人数       |
| 幼児         | 住民基本台帳より 1 ～ 6 歳未満の人数   |
| 児童・生徒      | 住民基本台帳より 6 ～ 18 歳未満の人数  |
| 成人         | 住民基本台帳の総人口から上記の人数を除いた人数 |
| （基礎疾患のある人） | （住民基本台帳の総人口の 7 % で想定）   |

## 4 情報提供・共有

### （１）住民への対応

町は、平時から、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等に対し、分かりやすい情報提供に努め、予防接種の意義やワクチンの特性、有効性、安全性、副反応、健康被害救済制度の仕組み等について、予防接種への理解を深めるための啓発を行う。また、被接種者等が持つ疑問や不安に関しては、国等が作成する Q & A を案内するなど、双方向的な取組みを進める。（町民健康課）

### （２）町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、適正かつ効率的な予防接種を実施するため、平時より逗葉医師会等、関係団体との連携に基づいた情報提供・共有に努め、また、県からの支援を受け、健康被害の救済等についても適切な情報提供等を行う。（町民健康課）

(3) 保健衛生部局（町民健康課）以外の部局との連携

町は、予防接種施策の推進にあたり、予防接種主管課である町民健康課や子ども育成課以外の関係部局との連携・協力が重要となるため、福祉課、教育委員会等との平時からの情報共有に努め、予防接種施策の推進に向けた連携強化に努める。

また、児童・生徒に対する予防接種施策の推進には、学校保健との連携が不可欠であるため、町民健康課は、町教育委員会等との連携を深め、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断、および第 13 条第 1 項に規定する児童・生徒等の健康診断の機会等を利用して、予防接種に関する情報の周知を、町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に努める。

（町民健康課・子ども育成課・学校教育課）

5. DX の推進

(1) 予防接種デジタル化への準備

町は、予防接種の実施に際し、予防接種事務のデジタル化に向け準備を行う。具体的には、町が活用する「健康管理システム」等が、今後、国が整備する予定のシステム基盤と連携するよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、システムの整備を行う。

（町民健康課・デジタル推進室）

(2) DX を活用した住民周知への準備

町は、接種勧奨を行う際に、今後、国が整備する予定のシステム基盤に特定した接種対象者を登録し、国が整備予定のシステムを活用して、接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない人に対しては、紙の接種券等を送付することも予定する。

（町民健康課・デジタル推進室）

(3) DX 対応医療機関の周知

町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう周知する。また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように、環境整備を進める。

（町民健康課・デジタル推進室）

第 2 節 初動期

町は、接種を希望する町民が、速やかにワクチン接種を受けることができるよう、政府ガイドラインの内容を逗葉医師会等の医療関係団体と共有し、実施に向けた体制を構築します。

1. 接種体制の構築

(1) 庁内接種体制の構築

町は、町民にとって安全・安心な予防接種の実施へ向け、全庁的な体制構築を図る。特に町民への接種にあたっては、予防接種業務所管課である町民健康課において、平時に想定される業務量を大幅に上回る予防接種業務量が見込まれることから、職員の兼務や、「ワクチンチーム」等の専任チーム創設等も含め、人事主管課と調整の上、組織横断的な体制構築を図る。（総務課・町民健康課）

## （２）関係団体等との接種体制の構築

町は、逗葉医師会等の関係者との連携・協力により、接種に必要な医療従事者等の人員確保や会場確保、資材確保等を含め、接種体制を構築する。その際、会場の選定や、会場内のレイアウト、動線の想定等については、感染防止や、間違い接種等の医療ミス防止のため、逗葉医師会等の助言・指導を受け、設定する。（町民健康課）

## （３）特定接種

町は、国の要請に基づく特定接種の実施にあたり、多くの医療従事者の確保が必要となることから、逗葉医師会等の協力を得て、その確保を図る。（町民健康課）

## （４）住民接種

### ① 接種予定対象者数の把握

町は、住民基本台帳や予防接種記録等を管理する「健康管理システム」等を通じて、年齢や人数等の情報により、接種予定者数の把握を行う。また、目標となる接種ペースを試算し、それに応じた接種が速やかに実施できるよう、接種勧奨の方法や予約受付方法の検討を行う。（町民健康課）

### ② 必要な業務の選定と役割分担

町は、予防接種業務の内容と優先順位に応じた人員確保のため、予防接種実施のために必要な業務の洗い出しを行う。また、それぞれの業務について、業務量や必要な人員数についての算定を行い、人員リスト等を作成し、業務継続が可能な人員配置を行う。また、業務内容に係る事前説明等により、各担当者の役割を明確にする。

なお、実施にあたっては、県からの情報提供・共有に基づき、町の予防接種主管課である町民健康課や福祉課等が連携し、高齢者・障害施設等、調整を要する施設に係る接種等についても円滑に実施できるよう、必要な業務の共有や役割分担に努める。

なお、必要な業務の選定と役割分担を決定するにあたっては、コールセンター業務や、データ入力、会場スタッフ等、外部委託できる業務については積極的に外部委託をすることも視野に入れるなど、全体業務の負担軽減策についても検討する。

（町民健康課・総務課・福祉課）

### ③ 関係団体との連携・調整

町は、接種には多くの医療従事者等と接種実施医療機関の確保が必要となることから、逗葉医師会等の協力を得てその確保を図り、接種実施医療機関に関しては、逗葉医師会を始め、各医療機関や逗子市など近隣自治体等との協議を行う。その際、接種実施

医療機関等においては、状況に応じ、通常の診療時間内のみならず、診療時間の延長や、休診日・夜間時間帯での接種等も含め、多人数への接種が可能な体制確保についても相談を行う。また、必要に応じて、町公共施設や学校など、医療機関以外の公的施設等の会場活用についても検討し、逗葉医師会所属の医療機関等の医師や看護師等が、当該施設において接種を行うことについても協議を行う。また、状況により、町の接種負担軽減のため、県には大規模接種会場の設置について、依頼・相談を行う。

(町民健康課・公共施設課)

#### ④ 臨時の接種会場の設置と運営

##### ア 臨時接種会場の運営要員確保とデジタル化

町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、国の進める予防接種事務デジタル化が整備された時点では、臨時の接種会場においても、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認や、ワクチン配送、予約管理等のデジタル化が実現できるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等について手配を行う。

(町民健康課)

##### イ 臨時接種会場の運営

町は、医療機関等以外の臨時接種会場を設ける場合、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、会場の広さや数、開設時間枠、接種方法等の設定により、必要となる医師・看護師・薬剤師の数や、必要となる期間が異なることから、逗葉地域の実情にあわせて、必要な医療従事者数を具体的に算定する。

なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師または看護師1名、薬液充填および接種補助（接種後健康観察等）を担当する看護師1名、接種済証の発行などを担当する事務職員1名等を最小単位として配置について調整する。

(町民健康課)

##### ウ 感染予防を踏まえた会場レイアウト

町は、会場の確保に際し、感染予防の観点から、被接種者が極力一定の間隔を取ることができるよう、なるべく広い会場を確保する。また、段差がなくバリアフリーな会場を選ぶなど、要配慮者への対応が可能な会場確保に努める。

会場での動線や接種までの室内経路の設定等にあたっては、床や壁に矢印等を貼る、ロープ等で進行方向が一方向になる流れをつくる等、接種の流れが滞らないよう配慮し、予診票の記入漏れへの対応や、予防接種実施可否の判断を行うに際しても、全体の流れが滞らず、人が停滞しないようなレイアウトを設定する。(町民健康課)

##### エ 臨時接種会場での必要物品準備

町は、臨時接種会場での必要物品等について、原則として全て準備する必要があるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であり、また状況によっては入手困難な物品が生じることも考えられるため、アルコール綿や医療廃棄物容器等の必要な物品について、逗葉医師会等から一定程度持参してもらう等、状況により事前に協

議・検討を行う。また、町が独自で調達する場合は、あらかじめ調達方法について逗葉医師会等の関係機関と協議を行い、町や関係機関と取引のある医療資材会社等から情報を得るなど、具体的な事前準備を行う。具体的に必要な物品は、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

【ワクチン接種に必要と思われる主な物品】参照

(町民健康課)

#### オ 臨時接種会場での救急処置用品

町は、接種会場において、被接種者にアナフィラキシーショックや痙攣等の重篤な副反応が見られた際、応急治療ができるよう、救急処置用品を準備する必要がある。救急処置用品として、具体的には、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗痙攣剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であるため、あらかじめ逗葉医師会等と協議の上、物品や薬剤等の準備を行う。また、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。(町民健康課)

#### カ 臨時接種会場での救急対応体制の確保

町は、実際に重篤な副反応が発生した場合を想定し、適切な体制を確保する。

重篤な副反応発症者に対し、速やかな対応と搬送・治療につながるよう、あらかじめ、会場内の従事者の役割について確認しておく。具体的には、問診対応医師の中から当日のリーダー医師を決め、リーダー医師が応急対応を行うこと、経過観察看護師が補助にあたることなどのルールを決め、役割分担をしておく。

また、県や鎌倉保健福祉事務所より二次救急医療機関等に関する情報を共有し、搬送先となる接種会場近隣の地域医療機関や二次救急医療機関等との調整を行い、逗葉医師会等の地域の医療関係者や、葉山町消防等の協力を得ることにより、選定した医療機関について、地域の医療関係者や葉山町消防との共有を図り、適切な連携体制を確保する。(町民健康課)

#### ⑤ 感染性廃棄物の保管

感染性廃棄物を、運搬・処理までの間に保管する場所については、周囲に囲いを設ける、あるいは鍵のかかる部屋に保管する、感染性廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げる、など必要な措置を講ずる必要がある。また、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や収集量等について調整を行う。(町民健康課)

#### ⑥ 接種会場以外での接種

町は、高齢者・障害者施設等に入所中の人や、在宅療養者で外出できない人など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、介護保険・障害福祉主管課の福祉課や、逗葉医師会等の関係団体と連携し、施設への巡回接種や、自宅での訪問診療時の接種など、接種体制を構築する。(町民健康課)

## 2. ワクチン接種に必要な資材等の確保

町は、第1節1.において必要と判断した資材等について、適切に確保する。

(【ワクチン接種に必要と思われる主な物品】参照)

(町民健康課)

## 第3節 対応期

町は、厚生労働省からの要請に従い、接種を希望する町民がワクチン接種を受けることができるよう、政府ガイドラインに従った実施体制のもと、ワクチン接種を実施します。

### 1. ワクチン等の供給

#### (1) ワクチン割当ての調整

町は、厚生労働省からの要請を受け、ワクチンの流通、需要量、および供給状況を把握し、接種開始後は、各自治体に割り当てられたワクチン量の範囲内でワクチン等使用実績や接種実施医療機関等の接種可能量等を踏まえ、ワクチンの割り当て量の調整を行う。それにより、特定の医療機関等に接種希望者が集中しないよう調整する。

(町民健康課)

#### (2) ワクチンの偏在等解消

町は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた際、それらの問題を解消するため、厚生労働省の要請に基づき、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い、近隣自治体等の在庫状況や偏在等の状況を把握する。その上で、近隣自治体等との地域間融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因である場合があるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間融通等を行う。

(町民健康課)

### 2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき、接種を行う。

#### (1) 地方公務員（町職員）に対する特定接種の実施

発生した新型インフルエンザ等に関する情報や、社会情勢等を踏まえ、国が国民への医療提供や、生活・経済の安定確保のため緊急の必要があると認め、特定接種の実施を決定した場合は、町は国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に、原則的に集団的接種を基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(町民健康課)

#### (2) 住民接種

##### ① 予防接種体制の進行

町は、国からの要請を受けて、準備期および初動期において準備・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制進行を図る。

(町民健康課)

##### ② 接種会場の追加

町は、接種状況等を踏まえ、接種実施会場の追加等を検討する。

(町民健康課)

③ 予診等の適切な実施

町は、各会場において予診等を適切に実施する。 (町民健康課)

④ 医療従事者や資材等の継続確保

町は、円滑な接種が継続的に実施できるよう、医療従事者や誘導員の確保、接種場の設備等や接種に要する資材(副反応の発生に対応するための物を含む。)等を確実に確保する。 (町民健康課)

⑤ 発熱者等への対応

町は、発熱等の症状を呈している等、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知する。また接種会場では、掲示等による注意喚起等により、接種会場における感染対策を図る。 (町民健康課)

⑥ 医学的ハイリスク者へのワクチン接種

町は、医学的ハイリスク者にワクチン接種を実施する場合、接種に係るリスク等も考慮し、予診および副反応に関する情報提供等をより慎重に行う。 (町民健康課)

⑦ 医療従事者等への接種

医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行うため、町は当該者が接種できるよう体制を調整する。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する人が、当該医療機関等における接種が困難な場合は、訪問等による接種も考えられるため、町は必要な体制を調整する。

(町民健康課)

⑧ 巡回接種等の実施

町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の人など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、庁内では福祉課(介護保険部局等)や、逗葉医師会等の関係者・関係団体等と連携し、接種体制を確保する。 (町民健康課・福祉課)

⑨ 接種に関する情報提供・共有

(ア) 接種に関する国への報告

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受け、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。 (町民健康課)

(イ) 町民へのD Xを活用した接種勧奨

町が接種勧奨を行うにあたっては、国が整備予定の予防接種デジタル化情報基盤システム等を活用し、マイナポータルアプリ等がインストールされた接種対象者のスマートフォン等電子媒体に通知する。スマートフォン等電子媒体の活用が困難で、通知を受けることができない人に対しては、紙の接種券を送付することなどにより、接種機会を逸することのないよう対応する。 (町民健康課・デジタル推進室)

(ウ) 接種情報の提供

町は、接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等の電子媒体を介して接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知する。スマートフォン等電子媒体からの情報収集が困難な人に対しては、広報・広報版・町内回覧板等、紙での周知を実施する。  
(町民健康課・政策課)

⑩ 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて町保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険所幹部（福祉課）や逗葉医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。  
(町民健康課・福祉課)

⑪ 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で対象者の接種履歴を確認し、間違い接種を防止できるよう接種記録を管理する。また、接種を受けた人が、スマートフォン等で当該接種に係る記録を自身で閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。  
(町民健康課)

3. 予防接種による健康被害救済

(1) 情報提供

① 接種前の情報提供

町は、予防接種健康被害救済制度について、接種を希望する人へ事前に情報提供を行う。  
(町民健康課)

② 申請前の相談対応

町は、予防接種健康被害救済制度について、申請を行おうとする接種を受けた人等からの相談に対し、適切に対応する。  
(町民健康課)

(2) 申請受付

① 申請の受付

町は、予防接種法に基づく予防接種により、接種を受けた人に健康被害が生じた場合は、接種を受けた人等からの申し出により申請を受け付ける。  
(町民健康課)

② 接種時に住民票登録者であった人への対応

町は、住民接種の場合、接種した場所が住所地以外であっても、健康被害救済の実施は予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた人が接種時に住民票を登録していた自治体で行うことを認識し、申請を受け付け、適切に対応する。  
(町民健康課)

### (3) 給付の実施

#### ① 国による審査と給付

予防接種法に基づく予防接種において健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき実施される国の審査会において、予防接種と健康被害との因果関係の有無等に関する審査が行われる。その結果、健康被害の原因として予防接種との因果関係が否定できない等の判断がされた場合は、予防接種法に基づき、予防接種健康被害救済制度による給付を行う。(町民健康課)

#### ② 給付の実施主体

住民接種による健康被害の場合は、町が給付の実施主体となり、特定接種による健康被害の場合は、特定接種の実施主体が給付の実施主体となる。(町民健康課)

## 4. 情報提供・共有

### (1) 町民への情報提供・共有

町は、町が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）、および国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、町民に周知・共有を行う。また、あわせて、地域における接種に対応する医療機関の情報や、接種の状況、各種相談窓口等、必要な情報の提供を行う。(町民健康課)

### (2) 定期の予防接種の周知

町は、パンデミック時においては、特定接種および住民接種に関する広報を推進する必要があるが、一方で、他の定期予防接種の接種率低下が予測されるため、定期予防接種対象疾病のまん延等が生じないように、引き続き他の定期予防接種についての必要性等の周知にも取り組む。(町民健康課)

### (3) 特定接種に係る情報提供・共有

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(町民健康課)

### (4) 住民接種に係る情報提供・共有

#### ① 住民接種の周知

町は、予防接種の実施主体として、政府ガイドラインに示される「接種時において予想される状況」を踏まえた上、住民接種に係る町民からの基本的な相談に応じる。また、「住民接種」は特措法第27条の2第1項に基づいて緊急に実施する接種であることを、町民に周知する。(町民健康課)

#### ② 住民接種周知時に予測される状況

町は、住民接種周知にあたっては、以下のような状況が予測されることを念頭に置いて対応する。(町民健康課)

- ・ 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている状況。
- ・ ワクチンの需要が極めて高い一方で、当初の供給量が限られている状況。
- ・ ワクチンの有効性や安全性については、当初の情報が限られている状況。
- ・ ワクチンの有効性や安全性については、接種の実施と並行して国による情報収集や分析が進められるため、逐次様々な知見があきらかになる状況。
- ・ 平時の予防接種では実施していない接種体制が取られることにより、混乱が起こり得る状況。

### ③ 住民接種広報上の留意点

町は、②の状況を踏まえ、広報にあたっては、以下の点に留意する。

- ・ 接種の目的や優先接種の意義等について、町民に分かりやすく伝えること。
- ・ ワクチンの有効性や安全性について、国や製薬会社等からの情報をできる限り公開し、町民に分かりやすく伝えること。
- ・ 接種の時期や方法等について、一人ひとりがどのように対応すべきか、町民に分かりやすく伝えること。  
(町民健康課)

(※17) 特措法第8条第2項第2号ロ(住民に対する予防接種その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置)に対応する記載事項。町が実施するワクチン接種に関する事項(実施場所・方法・協力医療機関等)を記載。

(※18) 特措法第28条(特定接種)

〔参考〕

政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活および国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認める時は、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項および第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
  - 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県または市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
  - 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条および第三十一条第三項において「特定接種」という。)及び第一項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
  - 4 厚生労働大臣は、特定接種および第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認める時は、登録事業者、都道府県知事、市町村長および各省庁の長(財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務または施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事および市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。(以下省略)



## 【コラム】ワクチン接種

令和における新型コロナ禍において、ワクチン接種は、2021年（令和3年）2月のワクチン先行接種開始から、2024年（令和6年）4月にコロナワクチンが定期接種化されるまで、特措法に基づく特例臨時接種として実施されました。

本町でも、以下の体制で実施しています。

### 住民接種：

町では、集団接種会場として葉山町福祉文化会館大会議室を確保し、町内送迎バスを巡回させ、町民にとって受けやすい体制づくりに努めました。

集団接種会場での住民接種は、逗葉医師会・逗葉薬剤師会の協力を得て、初回接種（1、2回目接種）から5回接種まで、継続して直営実施を行いました。

同実施にあわせ、会場に来所できない町内高齢者施設等入居者等に対しては、同様に逗葉医師会・逗葉薬剤師会の協力を得て、施設に訪問した上での巡回接種を、初回接種（1、2回目接種）から5回接種まで実施しました。

また、あわせて町内医療機関等での個別接種については、逗葉医師会を中心に、全国知事会による契約のもと、全国の医療機関で接種できる体制の中で実施しました。

医療機関での個別接種は、初回接種（1、2回目接種）から7回接種まで実施しています。

### 特定接種：

町が実施する集団接種会場において、患者搬送等を行う救急隊員や、感染防止対策に直接かかわる職員、社会活動を維持する上で重要な教員や保育士等に対して、集団接種会場において、特定接種として実施しました。

### リスクコミュニケーション：

ワクチン接種開始当初は、接種に対する需要と供給のバランスの偏りから、町民からの電話が殺到し、町民健康課の電話回線全てが埋まってしまうなど、通常業務に支障をきたす状態が生じました。

町では、コールセンターを設置して対応しましたが、「コールセンターにつながらない」「自分はいつ接種ができるのか」等、町民からの不安の声が多数寄せられました。

また、ワクチンそのものについても、明確な根拠のない情報が全国的に出回るなどもあり、「本当に安全なのか？」「町は責任を持って安全と言えるのか？」「町が接種を推奨する根拠は何か？」など、不安からの疑義や訴えや相談が多く寄せられました。

有事の際は、町民の疑問や不安に対して、より丁寧なコミュニケーションに努め、双方向のコミュニケーションにより、町と町民が協働して困難に対処できるよう、意識して取り組む必要があります。

## 第5章 保健（発熱外来・検査体制・生活支援）

### 第1節 準備期

町は、新型インフルエンザ等の発生時を想定し、ワクチン接種以外の保健関係の取組み（発熱外来の設置・検査体制の確保・生活支援等）についても、平時より内容を想定し、準備を図ります。（町民健康課）

### 第2節 初動期

町は、新型インフルエンザ等の発生に際し、「対応期」に向け、逗葉医師会等の関係機関と具体的な調整を図り、まん延時等に逗葉地域医療センター等に発熱外来や検査所を設置するため、必要な事項等について、準備・調整を行います。（町民健康課）

### 第3節 対応期

町は、県が実施する保健活動対応業務に協力して取り組みます。また、発熱外来や検査所の設置など、必要な対策に取り組みます。

#### （1）健康観察および生活支援

##### ① 健康観察等への協力

町は、県が感染症サーベイランスシステムにより把握した患者等に対して実施する、健康観察等に協力する。（町民健康課）

##### ② 生活支援等への協力

町は、県からの患者やその濃厚接触者に関する情報提供等を受け、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために県が実施する、食事提供等のサービスや、パルスオキシメーター等の物品支給等に協力する。（町民健康課）

#### （2）発熱外来や検査所の設置

町は、逗葉医師会等関係団体と準備期や初動期に合意した内容に合わせ、逗葉地域医療センター等に、発熱外来や検査所を設置する。（町民健康課）



### 【コラム】保健（発熱外来・検査体制・生活支援）

令和における新型コロナ禍においては、町は逗子市と協働し、逗葉医師会や逗葉薬剤師会、逗葉地域医療センター等の協力を得て、逗葉地域医療センター休日夜間一次救急において、発熱外来やPCR検査所を設置しました。

また、神奈川県が実施する生活支援に連動し、患者に対する食料品等配送支援等を行いました。

あわせて、感染症まん延時には、患者等対応でひっ迫していた鎌倉保健福祉事務所に対し、町の保健師が保健所業務等への支援協力を行うなど、IHEAT 要員の支援に努めました。

有事の際は、逗葉医師会等の関係団体、関係機関や、県や鎌倉保健福祉事務所との連携が一層重要となります。

## 第6章 物資 (※19)

### 第1節 準備期

町は、町行動計画に基づき、必要な感染対策物資の備蓄推進等、必要な準備により、有事の際に感染対策物資が確保できるよう準備を行います。特に、感染対策に直接かかわる職員等に対しては、優先的な物資配布を行うことで、業務が滞ることのないよう準備を行います。

#### (1) 感染対策物資等の備蓄等

町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の所掌事務等上、実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行い、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(※20)

(防災安全課・町民健康課)

#### (2) 救急隊員等の個人防護具の備蓄

町は、国および県からの要請を受け、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等、搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進め、また感染対策を行う職員等に対しても、必要な業務が停滞しないよう、状況に応じた優先配布の準備を行う。

- ・救急隊員等、最初に患者に接触し、医療機関搬送等に対応する可能性のある職員
- ・町の業務継続において、町政運営に携わる職員および、町の感染対策の総合的な責任を有する職員
- ・感染時に重症化しやすいとされる基礎疾患を有する高齢者等に、日常的に接触する職員

(防災安全課・葉山町消防・町民健康課 等)

### 第2節 初動期

町は、国や県からの情報や、動向の把握に努め、「準備期」で行った備蓄物資等の具体的な配布について調整を行います。

(防災安全課・葉山町消防・町民健康課 等)

### 第3節 対応期

町は、消毒用アルコール液や、マスク、使い捨て手袋、使い捨てガウン等の消耗品や、飛沫感染防止用間仕切り板、ビニールシート等の資材について、備蓄状況を確認し、国や県から災害対策用に供給される物資も含め、町対策本部で情報を集約し、優先順位を踏まえて供給および活用する。

(防災安全課・町民健康課・総務課・各課等)

(※19) 特措法第10条（物資及び資材の備蓄等）

(※20) 特措法第11条（災害対策基本法の規定による備蓄との関係）



### 【コラム】物資

令和における新型コロナ禍において、感染症発生当初は、飛沫感染防止のためのマスクへの需要が増大し、供給とのバランスの偏りから、マスク不足が継続して生じました。店頭で入手しづらい状況が続いたため、一時的に手作りの布マスク等も多く活用されましたが、感染予防効果の観点から、供給状況が改善した後は、使い捨てマスクの使用が一般的となりました。

また、消毒用アルコールも需要が増大し、感染予防に効果があるとされる濃度の消毒用アルコールの入手が困難な状況が生じました。

町の備蓄には限界があるため、一定程度の備蓄に各個人が取り組めるよう、平時からの自助・共助に関する周知が大切です。

## 第7章 町民の生活および地域経済の安定確保 (※21)

### 第1節 準備期

町は、町民の生活および地域経済の安定のため、関係機関等と連携しながら、支援の実施に係る仕組みの準備を行います。

#### (1) 情報共有体制の準備

町は、町民の生活および地域経済の安定に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関や庁内関係部局間との連携のために必要となる情報共有体制を整備する。

(防災安全課・町民健康課)

#### (2) 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の生活支援等実施に係る行政手続きや、支援金等の給付・交付等について、DXの推進等により、適切な仕組みの整備を行う。

また、高齢者や外国人、デジタル機器に不慣れな人等も含め、生活支援等対象者に迅速に情報が届くよう留意する。

(防災安全課・町民健康課・デジタル推進室)

#### (3) 物資および資材の備蓄勧奨

町は、前章に記載の感染対策物資等のほか、生活支援等に必要な食料品や生活必需品等についても備蓄を行う。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

また、あわせて事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

(防災安全課・町民健康課)

#### (4) 生活支援を要する人への支援等の準備

町は、国からの要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）や、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して要配慮者を把握するとともに、その具体的手続きを決めておく。

(町民健康課・福祉課)

#### (5) 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう、戸籍を所管する部署と調整を行う。

(町民健康課)

## 第2節 初動期

### (1) 町民生活に係る対応

町は、感染対策に有効と考えられる感染防止用物品（マスクの種類、消毒用アルコールの濃度等）について、町民や各種事業所等への正しい情報発信による周知を行う。また、これら感染防止用物品や生活必需品、食料品等の生活関連物資の買い占め等が起こらないよう、町民等に対して、消費者としての適切な行動を呼びかける。また事業所等に対して、適正な仕入れ販売等についての要請を検討する。（町民健康課・産業振興課・政策課）

### (2) 事業者等に関わる対応

町は、事業者等に対し、地域経済の安定確保等のため、国・県の要請等に基づき、事業の継続または自粛等の準備を行うよう周知する。医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者等に対しては、まん延時における事業継続に向けた準備等を行うよう要請する。（防災安全課・町民健康課）

### (3) 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、準備を行う。（町民健康課）

## 第3節 対応期

### (1) 町民の生活安定確保のための対応

#### ① 心身への影響に関する対策

町は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、自殺対策やメンタルヘルス対策、孤独・孤立等対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対策等、必要な対策を講ずる。（町民健康課・福祉課・子ども育成課）

#### ② 生活支援を要する人への支援

町は、国からの要請を受け、高齢者、障がい者等の要配慮者等に対し、必要に応じて、見回り訪問や、介護の調整、訪問診療の調整、食事提供等の生活支援、搬送や死亡時の対応等を行う。（福祉課・葉山町消防）

#### ③ 教育および学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として学校の使用制限等がなされた場合は、必要に応じて、教育および学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。（教育総務課・学校教育課）

#### ④ 生活関連物資等の価格安定等

町は、住民の生活および地域経済安定に向け、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があるため、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、

買い占めおよび売惜しみが生じないよう、モニタリング等を行う。また、必要に応じ、関係業界団体等に対して、供給確保や便乗値上げ防止等の要請を行う。

(産業振興課)

⑤ 町民への生活関連物資等に関する周知

町は、生活関連物資等の需要供給状況や、価格動向、および生活支援として実施した措置等の内容について、町民に対して迅速かつ的確な情報共有に努め、あわせて、迅速検査キットや、マスク、消毒薬等の衛生用品等に関する最新の情報提供に努める。また、必要に応じ、町民からの相談窓口や、情報収集窓口等の充実を図る。

(町民健康課・産業振興課・政策課)

⑥ 生活関連物資等の価格高騰等への対応

町は、生活関連物資等の価格高騰等または供給不足等が生じる場合、あるいは生じる可能性がある時には、町行動計画に基づき適切な措置を講ずる。

(産業振興課)

⑦ 法に基づく緊急措置

町は、国・県と共に、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い若しくは国民経済上重要な物資や役務の、価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがある時は、「生活関連物資等の買い占めおよび売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）」「国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）」、その他の法令の規定に基づく措置他、適切な措置を講ずる。

(産業振興課)

⑧ 埋葬・火葬の特例等

(ア) 火葬炉稼働の要請

町は、県を通じての国からの要請を受け、火葬場の経営者等に対し、可能な限り火葬炉を稼働してもらえるよう要請する。

(町民健康課)

(イ) 火葬の実施

町は、遺体の搬送作業および火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じた適切な遺体の保存が行えるよう、臨時遺体安置所として準備した場所を活用する。

(町民健康課)

(ウ) 広域火葬の応援・協力

町は、県の要請を受け、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣自治体に対して、広域火葬の応援・協力を行う。

(町民健康課)

(エ) 臨時遺体安置所の確保

町は、県を通じての国からの要請を受け、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることがあきらかになった場合には、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保する。あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

(町民健康課)

(オ) 臨時遺体安置所の拡充

町は、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった際には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずる。また、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。  
(町民健康課)

(カ) 特例による埋火葬

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害発生を防止するため緊急の必要がある時は、厚生労働大臣が定める地域や期間において、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられることになるため、町は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。また、公衆衛生上の危害防止のため、特に緊急の必要があると認められる時は、埋火葬の許可を要しない等の特例が国により設けられるため、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。  
(町民健康課)

(2) 社会経済活動の安定確保のための対応

① 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営や町民生活への影響を緩和し、町民生活と地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者支援のために必要な財政上の措置、その他必要な措置を、公平性にも留意して効果的に講ずる。  
(産業振興課・財政課等)

② 町民生活および地域経済の安定に関する措置

町は、県企業庁（鎌倉水道営業所）等と連携し、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。  
(防災安全課)

③ 納税等への対応

感染症の影響により、町民税等の納付が困難な町民に対しては、猶予制度等の特例について検討し、対応する。  
(税務課・収納関係各課等)

(※21) 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活および地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項



### 【コラム】町民の生活および地域経済の安定確保

令和における新型コロナ禍において、感染症発生当初は、2020年（令和2年）2月27日に全ての小・中・高等学校に対して政府より臨時休校が要請されるなど、子ども達の生活にも大きな制限がかけられました。

また、不要不急の外出の制限や民間事業者の営業の制限等、国民生活に対する要請なども含め、公共施設の休館・使用制限や、民間施設の休館なども続きました。

それらの影響もあり、特に町民の中では高齢者の自宅への引きこもり傾向や、交流の機会の減少によるメンタル不調等の影響が認められ、緊急措置の中での健康保持が課題になりました。町では、感染予防対策の周知を行いつつ、三密を避けた屋外での活動や運動、感染リスクの低い社会参加の方法、睡眠や栄養、リフレッシュの方法などの町民の健康管理について継続的な周知啓発を行い、また地域経済活性化および家計支援の経済支援等を行いました。有事の際の、町民の生活や地域経済、地域活動への支援は重要です。

## 用語集

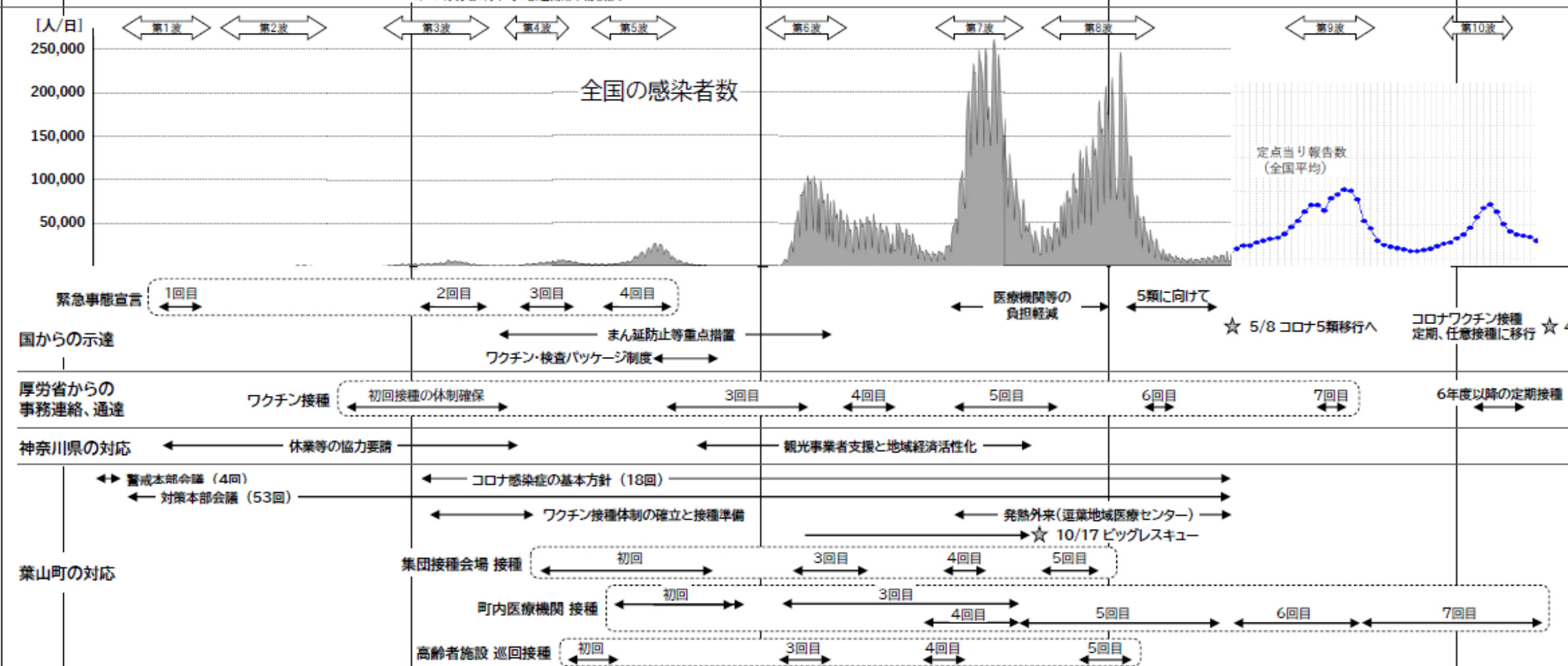
| 用語          | 内容                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 患者          | 新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるものおよび無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者または新感染症の所見がある人。                                                                                                                                             |
| 患者等         | 患者および感染したおそれのある人。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 感染症危機       | 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命および健康並びに国民生活および国民経済に重大な影響が及ぶ事態。                                                                                                                                                                   |
| 感染症対策物資等    | 感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資および資材。                                                                                        |
| 基本的対処方針     | 特措法第 18 条の規定に基づき、政府が新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。                                                                                                                                                                                                          |
| 業務継続計画（BCP） | 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。                                                                                                                                                                                       |
| 緊急事態宣言      | 特措法第 32 条第 1 項に規定する、政府が発出する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある事態が発生したと認める時に、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨および緊急事態措置を実施すべき期間、区域およびその内容を政府が公示すること。                                                                |
| 緊急事態措置      | 特措法第 2 条第 4 号に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。特措法第 32 条第 1 項により政府が発出する緊急事態宣言下において、国民の生命および健康を保護し、並びに国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関および指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限または停止等を要請すること等が含まれる。 |
| 緊急物資        | 特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資および資材。                                                                                                                                                                                                            |

|                |                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康観察           | 感染症法第 44 条の 3 第 1 項または第 2 項の規定に基づき、都道府県知事または保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者または当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。                                                                                                    |
| 個人防護具          | マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。                                                                                                                                      |
| 指定（地方）公共機関     | 特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関および同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。                                                                                                                           |
| 住民接種           | 特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命および健康に著しく重大な被害を与え、国民生活および国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認める時に、対象者および期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。                                                                  |
| 新型インフルエンザ等     | <p>感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）および感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。</p> <p>本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p> |
| 新型インフルエンザ等緊急事態 | 特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。                                                                                                               |
| 新興感染症          | かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局部的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。                                                                                                                                                                  |
| 迅速検査キット        | 簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR 検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。                                                                                                                                    |
| 相談センター         | 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等または患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある人からの相談に応じるための電話窓口。                                                                                                                                               |
| 双方向のコミュニケーション  | 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国等による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。                                                                                                               |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登録事業者        | 特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。                                                                                                                                                                                                              |
| 特定接種         | 特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活および国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認める時に、臨時に行われる予防接種のこと。                                                                                                                                                                                                                         |
| 特定物資         | 特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管または輸送を業とする者が取り扱うもの。                                                                                                                                                                                                              |
| 都道府県等        | 都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）および特別区。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 濃厚接触者        | 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある人。                                                                                                                                                                                                                                            |
| パルスオキシメーター   | 皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| フレイル         | 身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。                                                                                                                                                                                                                             |
| まん延防止等重点措置   | 特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認める時、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。 |
| 有事           | 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。                                                                                                                                                                                                                                 |
| リスクコミュニケーション | 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。                                                                                                                                                                                             |
| ICT          | Information and Communication Technology の略。<br>情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。                                                                                                              |

|                 |                                                                                                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>IHEAT 要員</b> | <p>地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。</p> <p>※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。</p>                   |
| <b>PCR</b>      | <p>ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略）。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。</p> |
| <b>5 類感染症</b>   | <p>感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。新型コロナは、2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症に位置付けられた。</p>                                       |

# 新型コロナウイルス 葉山町タイムライン (令和7年1月6日)

| 項目                                | 2019年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 令和2年 (2020年)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 令和3年 (2021年)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 令和4年 (2022年)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和5年 (2023年)                                                                                            | 令和6年 (2024年)                      |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| I. 海外の出来事                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>中国当局からWHOへ原因不明の肺炎発生報告</li> <li>1/14 WHO新型コロナウイルスを確認</li> <li>1/23 中国 武漢市を封鎖</li> <li>1/30 WHO「国際的な緊急事態」を宣言</li> <li>2/11 WHO新型コロナウイルスを「COVID-19」と名付ける</li> <li>3/12 WHO新型コロナウイルス感染症のパンデミックを宣言</li> <li>3/23 WHOワクチン開発「最低でも1年かかる」</li> <li>7/23 米政府ワクチン供給でファイザーと合意</li> <li>9/5 WHOワクチン開発「ワクチン分配は来年申請」</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>11/20 ファイザーが米当局に緊急使用許可を申請</li> <li>12/15 米ファイザーの接種開始</li> <li>1/6 WHO発生源の調査で中国に起因せず</li> <li>2/3 WHO武漢ウイルス研究所訪問 調査本格化</li> <li>コロナ感染者2億人超え 8/5</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>1/5 米1日の感染者100万人超え</li> <li>2/24 ロシア ウクライナ侵攻</li> <li>3/28 上海市封鎖</li> <li>9/8 エリザベス女王死去</li> <li>11/27 WHO「オミクロン株」を懸念される変異株に指定</li> </ul>                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>5/5 WHO新型コロナ「緊急事態宣言解除」の終了を発表</li> <li>10/7 イスラエル ガザ侵攻</li> </ul> |                                   |
| II. 国内の出来事                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1/15 神奈川県内で1例目の感染確認</li> <li>2/3 感染が確認されたクルーズ船が横浜に入港</li> <li>2/13 国内で初の死者</li> <li>2/26 大規模なスポーツイベント 延期か中止を要請</li> <li>2/27 全ての小中高校に臨時休校を要請</li> <li>3/13 特措法成立「緊急事態宣言」可能に</li> <li>3/24 東京五輪 1年延期に</li> <li>4/7 7都道府県に緊急事態宣言</li> <li>4/16 全国に緊急事態宣言 拡大</li> <li>5/4 5月31日まで非常事態宣言を延長</li> <li>5/14 37県で非常事態宣言を解除</li> <li>5/21 関西地区の非常事態宣言を解除</li> <li>5/25 全国で非常事態宣言を解除</li> <li>6/2 初の「東京アラート」</li> <li>6/5 ワクチン接種開始「来年前半を目標」</li> <li>6/19 濃厚接触を通知「アプリCOCOA」利用開始</li> <li>7/31 ワクチン供給でファイザーと基本合意</li> <li>8/19 日本感染症学会「今第2波の真った中」</li> <li>10/2 ワクチン接種 国が全額負担</li> <li>10/29 ワクチン供給で「モデルナ」と契約</li> <li>11/10 高齢者、基礎疾患を優先にワクチン接種</li> <li>12/18 厚労省2月下旬の接種開始準備を指示</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1/7 1都3県に緊急事態宣言</li> <li>1/15 第2回自治体説明会「接種体制を速やかに整備」</li> <li>1/20 ファイザーと正式契約</li> <li>1/29 「まん延防止措置」を新たに</li> <li>2/17 ワクチン先行接種開始</li> <li>3/2 高齢者接種券4月23日までの送付を予定</li> <li>4/18 ファイザーへ追加供給要請</li> <li>4/23 東京、大阪、京都、兵庫に緊急事態宣言</li> <li>5/3 横浜ワクチン予約にアクセス集中で受付中止</li> <li>5/7 首相 1日100万人を目標に</li> <li>5/24 大規模接種会場、東京、大阪で開始</li> <li>5/31 ファイザー12～15歳も対象に</li> <li>6/17 大規模接種会場64歳以下も</li> <li>6/21 職域接種開始</li> <li>7/7 東京4回目の緊急事態宣言</li> <li>7/23 東京オリンピック開催</li> <li>9/22 第8回自治体説明会「追加接種(3回目)」</li> <li>11/10 ファイザー5～11歳も対象に</li> <li>11/11 ファイザーの追加接種(3回目)承認</li> <li>12/1 医療従事者対象に3回目開始</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1/12 3回目ワクチン供給量、時期を早期に提示を</li> <li>1/21 13都道府県に「まん延防止措置」2月13日まで</li> <li>1/25 「まん延防止措置」34都道府県に</li> <li>1/31 自衛隊の3回目大規模接種開始 東京</li> <li>2/5 新たな感染者 初の10万人超え</li> <li>3/25 プロ野球 観客人数制限なし</li> <li>安倍元首相撃たれる 7/8</li> <li>新たな感染者25万人超え 8/10</li> <li>感染者 全数把握を見直し 8/24</li> <li>オミクロン株接種開始 東京9/20</li> </ul> | <p>コロナ5類移行へ 5/8 ☆</p>                                                                                   | <p>コロナワクチン接種 定期、任意接種に移行 ☆ 4/1</p> |
| III. 国、神奈川、葉山のタイムライン 概要 (詳細は次頁以降) |  <p>全国の感染者数</p> <p>定点当り報告数 (全国平均)</p> <p>緊急事態宣言 1回目 2回目 3回目 4回目</p> <p>国からの示達</p> <p>厚労省からの事務連絡、通達</p> <p>神奈川県の対応</p> <p>葉山町の対応</p> <p>集団接種会場 接種 初回 3回目 4回目 5回目</p> <p>町内医療機関 接種 初回 3回目 4回目 5回目 6回目 7回目</p> <p>高齢者施設 巡回接種 初回 3回目 4回目 5回目</p> <p>★ 5/8 コロナ5類移行へ</p> <p>★ 10/17 ビッグレスキュー</p> <p>★ 4/1 コロナワクチン接種 定期、任意接種に移行</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                         |                                   |

| 項目                          | 2019年 | 令和2年（2020年）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和3年（2021年）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和4年（2022年）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 令和5年（2023年）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 令和6年（2024年） |
|-----------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| IV.国(新型コロナウイルス感染症対策本部)からの示達 |       | <div>緊急事態宣言</div> <ul style="list-style-type: none"><li>4/7 緊急事態宣言</li><li>5/4 非常事態宣言を延長</li><li>5/14 一部で非常事態宣言を解除</li><li>5/21 一部で非常事態宣言を解除</li><li>5/25 全国で非常事態宣言を解除</li></ul> <div>入院勧告、措置の見直し 10/14</div> <div>2月末までの催物開催制限 11/12</div> <div>入院措置の対象 11/13</div> <div>病床と宿泊療養施設の確保</div> <div>病床確保と入院勧告措置 11/20</div> <div>感染状況分析・評価 11/24</div> <div>感染拡大地域における催物開催制限 11/25</div> <div>人と人との接触の機会を少なく</div> | <div>緊急事態宣言(2回目)</div> <ul style="list-style-type: none"><li>1/13 緊急事態宣言(2回目)追加</li><li>2/2 緊急事態宣言(2回目)延長</li><li>2/26 緊急事態宣言(2回目)一部解除</li><li>3/5 緊急事態宣言(2回目)延長</li><li>3/5 催物の開催、施設利用の制限</li><li>3/18 緊急事態宣言(2回目)解除</li></ul> <div>まん延防止等重点措置</div> <ul style="list-style-type: none"><li>4/1 まん延防止等重点措置</li><li>4/9 まん延防止等重点措置 追加</li><li>4/16 まん延防止等重点措置 追加</li></ul> <div>緊急事態宣言(3回目)</div> <ul style="list-style-type: none"><li>4/23 緊急事態宣言(3回目)及びまん防変更</li><li>5/7 緊急事態宣言(3回目)追加及びまん防変更</li><li>5/14 緊急事態宣言(3回目)追加及びまん防変更</li><li>5/21 緊急事態宣言(3回目)追加及びまん防変更</li><li>5/28 緊急事態宣言(3回目)追加及びまん防変更</li><li>6/10 まん延防止措置 一部解除</li><li>6/17 6月21日以降の取り組み</li><li>6/17 緊急事態宣言(3回目)一部解除及びまん防変更</li></ul> <div>まん延防止等重点措置</div> <ul style="list-style-type: none"><li>7/8 緊急事態宣言(4回目)及びまん防変更</li><li>7/30 緊急事態宣言(4回目)追加及びまん防変更</li><li>8/5 まん延防止措置 追加</li><li>8/17 緊急事態宣言(4回目)追加及びまん防変更</li><li>8/25 緊急事態宣言(4回目)追加及びまん防変更</li><li>9/9 コロナワクチン接種証明の利用</li><li>9/9 ワクチン・検査パッケージ等を活用した行動制限の緩和</li><li>9/9 緊急事態宣言(4回目)追加及びまん防変更</li><li>9/28 緊急事態宣言(4回目)及びまん延防止措置 解除</li><li>9/28 今後の取組み概要</li><li>11/12 次の感染拡大に向けた取組み概要</li><li>11/19 ワクチン・検査パッケージ制度要綱</li><li>11/19 基本的対処方針</li></ul> <div>当緊急事態宣言(4回目)まん延防止措置</div> | <div>まん延防止等措置</div> <ul style="list-style-type: none"><li>1/7 まん延防止措置 追加</li><li>1/19 まん延防止措置 追加</li><li>1/25 まん延防止措置 変更</li><li>2/3 まん延防止措置 追加</li><li>2/10 まん延防止措置 追加</li><li>2/18 まん延防止措置 変更</li><li>3/4 まん延防止措置 変更</li><li>3/17 まん延防止措置 解除</li><li>5/23 基本的対処方針</li><li>6/17 次の感染症危機に備えるための対応の方向性</li><li>7/15 BA.5系統の対応</li><li>7/15 基本的対処方針</li><li>7/29 医療機関のひっ迫回避に向けた対応</li><li>7/29 都道府県への支援について</li><li>8/4 医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応</li><li>9/2 次の感染症危機に備えるための対応の具体策</li><li>9/8 withコロナに向けた政策の考え方</li><li>9/8 基本的対処方針</li><li>11/18 保健医療への負担が高まった場合の対応について</li><li>11/25 基本的対処方針</li></ul> <div>医療機関等の負担軽減</div>                                                                                                                                     | <div>5類に向けて</div> <ul style="list-style-type: none"><li>1/27 コロナの感染症法上の位置付けの変更等に関する対応方針</li><li>1/27 基本的対処方針</li><li>2/10 マスク着用の考え方を見直し等について</li><li>2/10 基本的対処方針</li><li>3/10 医療提供体制及び公費支援の見直し等について</li><li>4/27 基本的対処方針も廃止について</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |             |
| V.厚労省からの事務連絡、通達             |       | <div>接種体制確保事業の留意事項 10/23</div> <ul style="list-style-type: none"><li>接種実施体制の構築 12/17</li><li>接種実施に関する手引き 12/17</li><li>体制確保の医療法上の臨時的な扱い 12/17</li><li>接種実施に必要な契約 12/18</li><li>接種券の印刷、発送について 12/25</li><li>D/Fの割当て 12/28</li><li>接種体制確保事業の国庫補助12/28</li></ul> <div>初回接種の体制確保</div>                                                                                                                               | <div>接種に向けた庁内体制の拡充</div> <ul style="list-style-type: none"><li>1/7 接種に向けた庁内体制の拡充</li><li>1/28 高齢者施設への接種体制の構築について</li><li>2/4 DFの配送について</li><li>2/5 接種体制確保の取組の進行管理について</li><li>2/8 接種を行う体制の構築について</li><li>2/10 冷蔵移送用保冷バックの配布について</li><li>2/15 シャトルバスなどの運送の相談窓口の設置について</li><li>2/17 接種に関する相談窓口の構築について</li><li>2/18 一時的な接種会場の取扱いについて</li><li>2/25 救急対応に用いるアムレリン製剤の供給</li><li>3/2 保護施設への接種について</li><li>3/19 基礎疾患を有する者の範囲について</li><li>3/31 アナフィラキシーを発症した者の搬送体制確保</li><li>4/2 医療廃棄物の処理について</li><li>4/30 高齢者向け接種の前倒しについて</li><li>5/25 個別接種の促進について</li><li>5/31 VRSへの接種記録の入力について</li><li>6/7 DV被害者の安全な接種実施について</li><li>6/10 接種会場が避難所となっている場合の注意事項</li><li>9/22 VRSへの早期入力のお願</li><li>9/22 追加接種(3回目)の体制確保について</li><li>10/20 追加施主の接種券等の印刷、発送について</li><li>10/22 ワクチンの有効期限の取扱いについて</li><li>11/16 小児接種に向けた体制の準備について</li></ul> <div>3回目接種</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <div>小児接種に向けた広域での接種体制の構築について</div> <ul style="list-style-type: none"><li>1/11 小児接種に向けた広域での接種体制の構築について</li><li>1/13 追加接種の接種間隔の考え方について</li><li>1/13 追加接種の遅やかな実施について</li><li>1/27 追加接種の接種券の早期発効について</li><li>2/8 社会機能維持者への優先的な接種について</li><li>2/8 障害福祉サービス事業関係の遅やかな接種について</li><li>2/18 接種間隔変更に伴う接種券の早期発効等について</li><li>3/11 12～17歳の物への接種体制の準備について</li><li>3/25 4回目接種の体制確保について</li><li>4/6 ノババックスの接種体制の構築などについて</li><li>4/28 4回目接種の体制確保について</li><li>5/19 高齢者施設等の4回目接種について</li><li>5/19 接種券が回収できない場合の費用請求について</li><li>6/27 VRSへの早期入力のお願</li><li>7/22 オミクロン株に対応した接種体制確保について</li><li>9/2 オミクロン株に対応した接種体制確保について</li><li>10/6 初回接種の早期実施について</li><li>11/4 オミクロン接種促進のための取組み推進について</li><li>12/13 今後のワクチン接種について</li></ul> <div>3回目接種</div> <div>4回目接種</div> <div>5回目接種</div> | <div>2/8 2023年の接種方針について</div> <ul style="list-style-type: none"><li>2/22 2023年の接種について</li><li>3/7 2023年の接種スケジュール等について</li><li>4/12 近づくに業務委託している自治体への調査</li><li>8/4 秋開始接種について</li><li>9/8 秋開始接種の準備着手について</li><li>11/17 ダイナミクス接種体制構築について</li><li>11/22 6年度以降のワクチン接種について</li></ul> <div>6回目接種</div> <div>7回目接種</div> <div>6年度以降のVRSの対応について 1/19</div> <ul style="list-style-type: none"><li>6年度以降のV-SYSの対応について 1/25</li><li>VRS用タブレットの回収について 1/26</li><li>接種証明アプリ、コンビニ対応の終了について 2/13</li><li>接種終了に伴うワクチンの廃棄について 3/11</li></ul> <div>6年度以降の定期接種</div> |             |

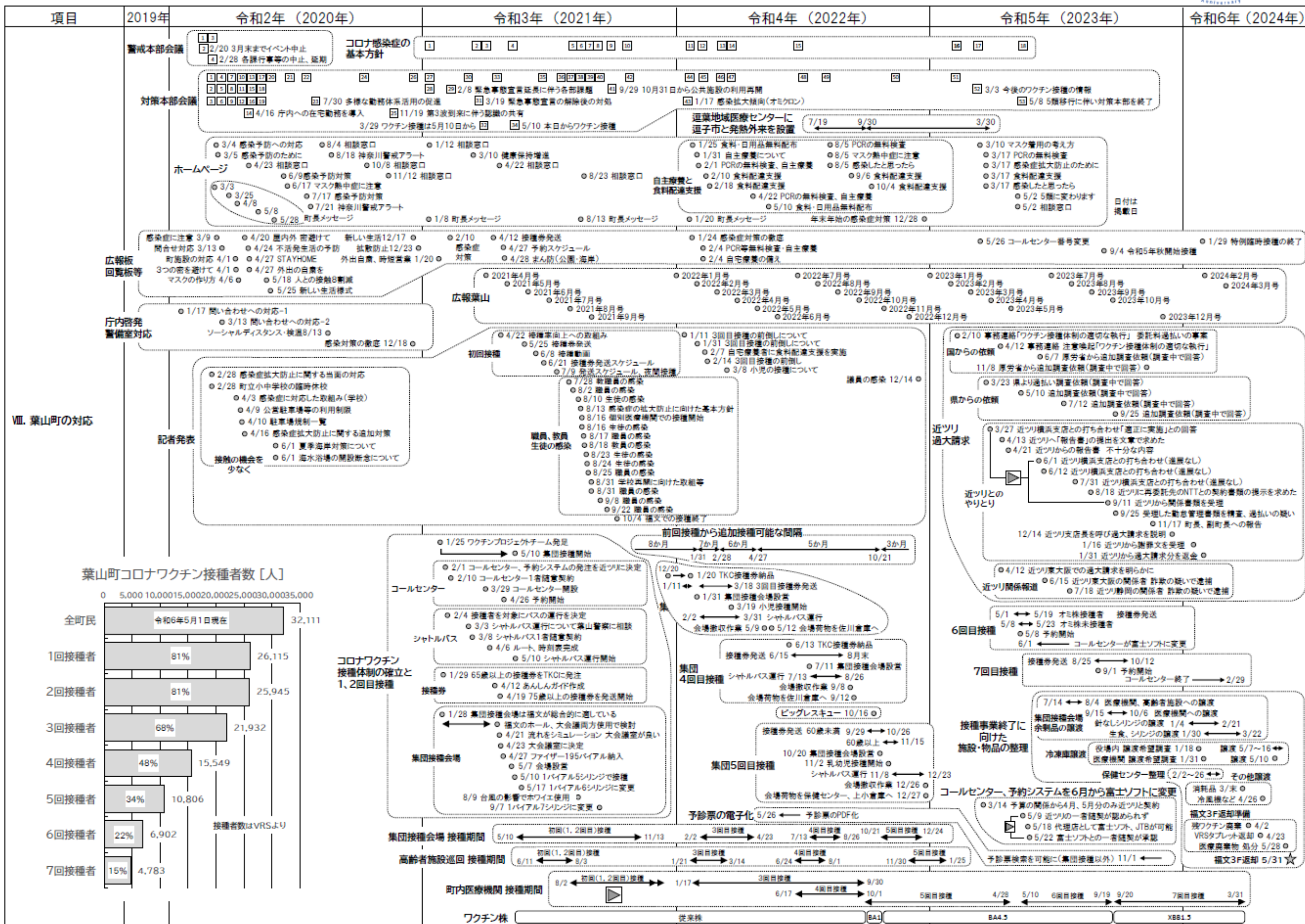
# 新型コロナウイルス 葉山町タイムライン（令和7年1月6日）



葉山町



| 項目              | 2019年 | 令和2年（2020年）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 令和3年（2021年）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 令和4年（2022年）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 令和5年（2023年）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 令和6年（2024年） |
|-----------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| VI.厚労省からの自治体説明会 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回 接種体制確保 12/18 ○</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1/15 都道府県向け 接種体制構築</li> <li>○ 1/25 第2回 接種体制確保</li> <li>○ 2/17 第3回 接種体制確保</li> <li>○ 3/12 第4回 接種体制確保</li> <li>○ 4/12 第5回 接種体制確保</li> <li>○ 5/25 第6回 接種体制確保</li> <li>○ 7/30 第7回 接種状況</li> <li>○ 8/4 都道府県向け アストラゼナカ</li> <li>○ 9/22 第8回 今後の追加接種について</li> <li>○ 11/17 第9回 追加接種のスケジュール</li> <li>○ 12/24 第10回 今後のスケジュール全体像</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1/28 第11回 追加接種の更なる前倒し</li> <li>○ 3/25 第12回 4回目接種</li> <li>○ 4/28 第13回 4回目接種</li> <li>○ 7/26 第14回 オミクロン対応の接種</li> <li>○ 8/9 第15回 オミクロン対応の接種</li> <li>○ 9/6 第16回 オミクロン対応の接種</li> <li>○ 9/16 第17回 オミクロン対応の接種</li> <li>○ 10/12 第18回 オミクロン対応の接種</li> <li>○ 10/24 第19回 接種間隔の短縮</li> <li>○ 11/22 第20回 モデルナBA4-5接種開始</li> <li>○ 12/16 第21回 モデルナ12-17歳接種開始</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1/30 第22回 今後の接種のあり方</li> <li>○ 2/10 第23回 今後の接種のあり方</li> <li>○ 2/24 第24回 今後の接種のあり方</li> <li>○ 3/9 第25回 5月8日から春開始接種</li> <li>○ 3/27 第26回 基礎疾患の範囲</li> <li>○ 6/20 第27回 今後の接種のあり方</li> <li>○ 8/10 第28回 9月20日より秋開始接種</li> <li>○ 9/12 第29回 秋開始にファイザーXBB1.5</li> <li>○ 11/27 第30回 6年度以降のワクチン接種</li> <li>○ 12/11 第31回 定期接種の概要</li> <li>○ 12/25 第32回 6年度の費用負担</li> <li>第33回 6年度の接種方針 2/7 ○</li> <li>第34回 6年度の接種費用の助成 3/15 ○</li> </ul> |             |
| VII. 神奈川県への対応   |       | <div>県対策本部等</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2/10 ダイヤモンド・プリンセス号の対策本部設置</li> <li>○ 2/26 県基本方針策定、危機管理対策本部設置</li> <li>○ 3/16 感染症神奈川県対策本部に移行</li> <li>○ 3/26 特措法による本部に移行</li> <li>○ 4/7 緊急事態宣言による休業要請開始</li> <li>○ 4/11 協力金第一弾の開始</li> <li>○ 4/28 特措法によるパチンコ店への休業要請</li> <li>○ 5/25 全国で非常事態宣言を解除</li> <li>○ 7/17 神奈川県警戒アラートの発動</li> <li>○ 8/7 M・A・S・Kの呼びかけ開始</li> <li>○ 10/8 かながわ県民新事業開始</li> <li>○ 11/14 医療アラートの発動</li> <li>○ 12/3 飲食店への時短要請の開始</li> <li>○ 12/7 協力金第三弾の開始</li> <li>○ 12/18 協力金第四弾の開始</li> </ul> <div>感染拡大防止のため休業等の協力要請</div> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1/2 1都3県に緊急事態宣言</li> <li>○ 1/8 緊急事態宣言の発令</li> <li>○ 1/12 協力金第五弾の開始</li> <li>○ 4/20 まん延防止重点措置の適用</li> <li>○ 4/21 マスク飲食実施店認証制度の開始</li> <li>○ 7/22 神奈川県緊急事態宣言の発令</li> <li>○ 8/2 緊急事態宣言の発令</li> <li>○ 10/25 かながわpay第一弾開始</li> <li>○ 11/8 新たなレベル分類の考え方</li> </ul>                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1/21 まん延防止重点措置</li> <li>○ 4/6 かながわ旅動事業開始</li> <li>○ 6/10 コロナ対応に係る検証と国への提言</li> <li>○ 8/2 かながわBA5対策強化宣言</li> <li>○ 10/11 「いざ、神奈川！」事業開始</li> </ul> <div>観光事業者支援と地域経済活性化</div>                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5/8 感染症 神奈川県対策本部を廃止</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |             |
|                 |       | <div>医療提供体制</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2/4 ダイヤモンド・プリンセス号の対応、DMAT派遣、県内外医療機関への広域搬送開始</li> <li>○ 2/13 国内初の死者を確認</li> <li>○ 3/5 LINEによるバーチャルサポートの配信を開始</li> <li>○ 3/25 「神奈川モデル」発表</li> <li>○ 4/1 「神奈川モデル」の運用開始</li> <li>○ 4/10 全国初の宿泊療養施設（湘南国際村）の運用開始</li> <li>○ 4/13 LINEによる神奈川県療養サポートを開始</li> <li>○ 4/17 神奈川モデル・ハイブリッド版の発表</li> <li>○ 5/12 神奈川コロナクラスター対策チームの創設</li> <li>○ 5/26 LINEコロナお知らせシステム運用開始</li> <li>○ 8/1 医療危機対策本部室の設置</li> <li>○ 12/7 入院優先度判断スコアの導入</li> </ul>                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1/4 神奈川モデル医療機関に入院・手術の一時停止要請</li> <li>○ 2/1 かながわ緊急医療投与センターの設置</li> <li>○ 3/1 医療従事者向けワクチン接種開始</li> <li>○ 3/5 病床確保フェーズの設定</li> <li>○ 3/23 地域医療の神奈川モデル開始</li> <li>○ 7/17 県ワクチン大規模接種会場の開設</li> <li>○ 11/22 病床確保フェーズに災害特別フェーズを新設</li> </ul>                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1/28 自主療養退院制度の開始</li> <li>○ 8/5 抗原検査キット配布の開始</li> <li>○ 9/25 自主療養退院制度の終了</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3/29 コロナ感染症の類型変更に係る県の対応発表</li> <li>○ 5/8 5類への変更に伴い、宿泊療養施設等の取組終了</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |



# 葉山町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月改定

(平成 27 年 3 月策定)

編集・発行：葉山町

葉山町堀内 2135

046-876-1111（代表）